

# 社会保障審議会年金部会（第15回）

平成21年5月26日（火）17時～

於：厚生労働省省議室（9F）

## 議 事 次 第

### 1. 開会

### 2. 議事

- （1）社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律について
- （2）厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律について
- （3）平成21年財政検証関連資料について
- （4）年金制度をめぐる最近の動向について
- （5）その他

### 3. 閉会

## 社会保障審議会年金部会（第15回）配布資料一覧

- 資料1 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の概要
- 資料2 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の概要
- 資料3-1 平成21年財政検証関連資料（1）
- 資料3-2 平成21年財政検証関連資料（2）
- 資料4-1 年金制度をめぐる最近の動向
- 資料4-2 日本年金機構設立委員会について
- 資料4-3 現場実務を踏まえた制度設計について

- 参考資料 1 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律要綱
- 参考資料 2 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律要綱
- 参考資料 3 年金制度の機能強化（平成 21 年 2 月 12 日社会保障改革推進懇談会（第 1 回）提出資料）  
※第 14 回年金部会資料 1-2 と同様
- 参考資料 4 社会保障の機能強化に向けた取組について（平成 21 年 5 月 19 日経済財政諮問会議（第 12 回）舛添臨時議員提出資料）
- 参考資料 5 社会保障の機能強化に向けた今後の取組～「社会保障の機能強化の工程表」を中心に～（平成 21 年 5 月 21 日経済財政諮問会議（第 13 回）舛添臨時議員提出資料）
- 参考資料 6 厚生労働省の内部統制について、現場実務を踏まえた制度設計について（平成 21 年 5 月 19 日日本年金機構設立委員会（第 8 回）提出資料）
- 参考資料 7-1 公的年金制度の企画立案と事業実施の関係について
- 参考資料 7-2 公的年金制度の企画立案と事業実施の関係について  
（参考資料）
- 参考資料 8 年金審議会意見等における年金業務に関する主な指摘事項

## 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

### 1. 法案の趣旨

#### (1) 現行の取扱い

事業主は、毎月の厚生年金保険料を翌月末までに納付することとなっている。保険料を納期限までに納付しない事業主については、社会保険事務所から督促状が送付される。督促状の指定した期限（納期限から約3週間後）までに納付しない場合には、保険料額につき年14.6%（日歩4銭）の割合で納期限の翌日から納付の前日までの日数によって計算された延滞金を支払わなければならない。

一方、国税の延滞税の利率は、一定期間（源泉徴収税の場合、納付告知から3ヶ月）の日数については軽減されている。

#### (2) 改正の内容

現下の厳しい経済社会情勢に影響を受け、厚生年金保険料等の支払いに困窮している事業主等に配慮し、納期限から一定期間の日数については、延滞金利率を軽減する。

### 2. 法案の具体的内容

#### (1) 軽減利率と軽減割合

国税徴収の例にならい、納期限から3ヶ月については、14.6%でなく、「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」の割合（平成21年は4.5%）で計算する。

#### (2) 延滞金利率を軽減する保険料の範囲

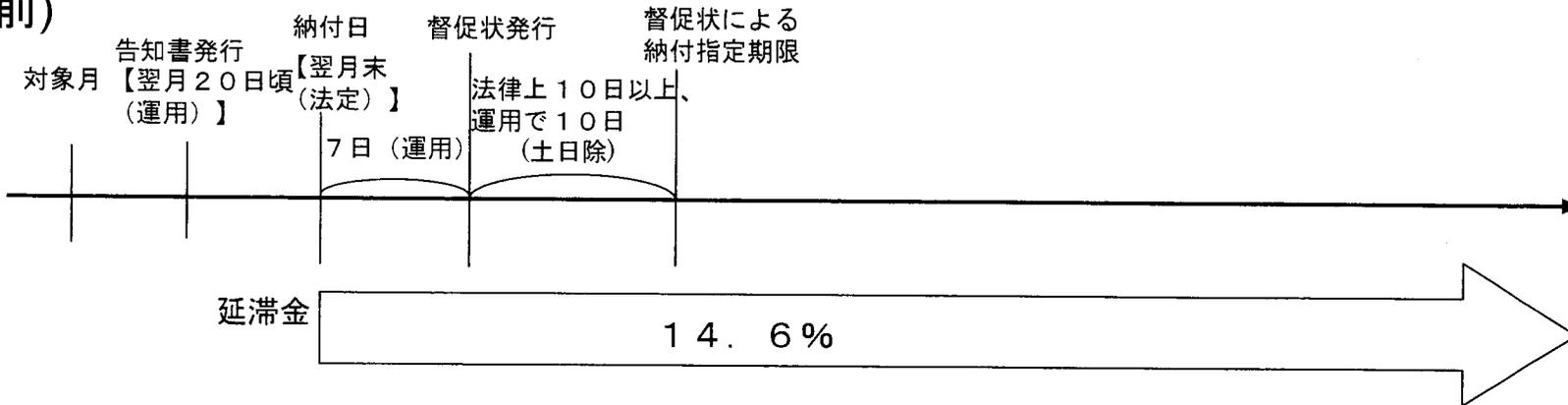
広く事業主が負担・納付義務を負っている点で厚生年金保険料と同趣旨である、健康保険料、児童手当の拠出金、船員保険料、公務員共済の保険料、労働保険料等とする。

なお、労働保険料については、年1回の徴収であることや、申告方式であることに鑑み、軽減する期間は2ヶ月とする。

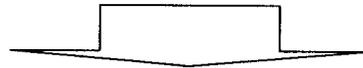
#### (3) 施行日 平成22年1月1日

# 厚生年金保険料の延滞金の見直し(図)

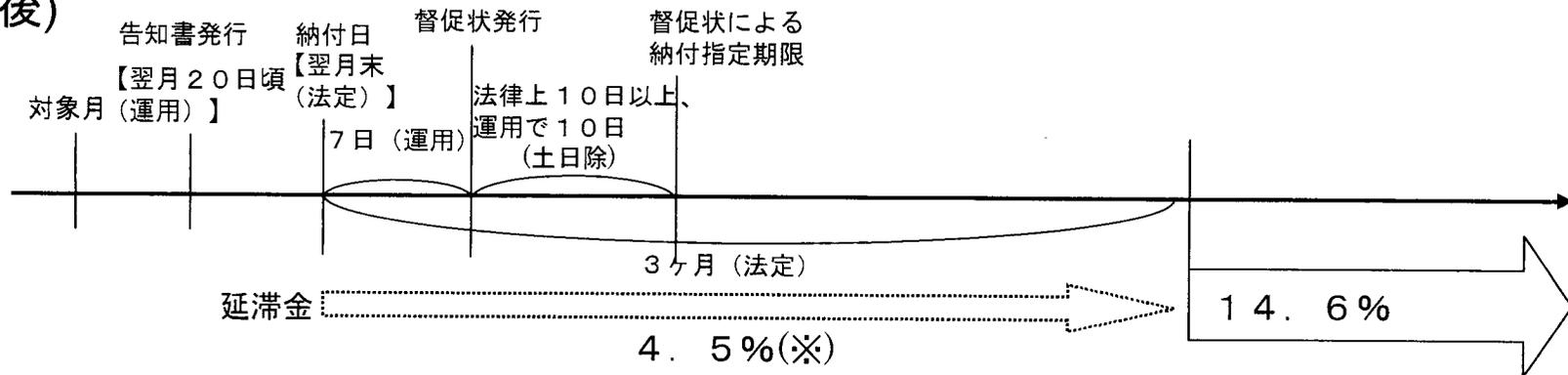
(改正前)



◎ ただし、督促状による納付指定期限までに事業主が納めれば、延滞金を払う必要はない。



(改正後)



◎ ただし、督促状による納付指定期限までに事業主が納めれば、延滞金を払う必要はない。

(※) 「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合を適用。4.5%は平成21年に係る割合。

## 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の 遅延による影響の軽減に関する法律の施行期日

### 趣旨

年金記録問題の重大性及び緊急性にかんがみ、かつ、公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復するため、年金記録の訂正がなされた上で受給権に係る裁定が行われた場合において本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるようにするため、特別加算金を支給する。

### 特別加算金の支給

- 1 社会保険庁長官は、受給権者等について、年金記録の訂正がなされた上で施行日以後に受給権に係る裁定又は再裁定が行われた場合において当該裁定により支払うものとされる過去分の年金給付（時効特例法により支払う年金給付等に限る。）の全額を基礎として、本来の支払日から実際の支払日までの間の物価の状況を勘案して政令で定めるところにより算定した額（特別加算金）を支給する。  
※ 特別加算金の額は、物価スライドの考え方を勘案し、過去分の年金給付の全額を遅延年数で除した額に各年の物価変動率（対前年の物価変動率がマイナスになる年はゼロ）の累積を乗じて得た額の合計額となるような計算方法を、また、その端数処理については、1円未満切捨てを、政令で定めることを予定。
- 2 特別加算金は、施行日前に1の裁定又は再裁定が行われた者（死亡の場合はその配偶者等）に対しても支給する。ただし、既に過去分の年金給付が支払われた者に対する特別加算金の支給は、当該者の請求により行う（公布日から施行日の前日までに過去分の年金給付が支払われた者は、請求したものとみなす。）。

### 費用

- 1 特別加算金は、年金特別会計から支出する。
- 2 特別加算金は、年金給付とみなして、国庫負担等に関する規定を適用する。

### 年金業務体制の整備

国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、人材の確保その他必要な体制の整備を図るものとする。

### その他

特別加算金の支給に関し、受給権の保護（年金担保貸付の返済に充てることは可能とする。）、公課の禁止、不正利得の徴収、時効等について、所要の規定を設ける。

### 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行する。

# 平成21年財政検証関連資料(1)

## (年金制度における世代間の給付と負担の関係等)

### [ 目 次 ]

平成21年財政検証関連資料(1) ー概要ー	…	2
平成21年財政検証関連資料(1)		
年金制度における世代間の給付と負担の関係	…	5
生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し	…	9
世帯類型別の年金額及び所得代替率	…	11
厚生年金、国民年金(基礎年金)の財源と給付の内訳	…	15
(参考)平成16年財政再計算の関連資料	…	24

# 平成21年財政検証関連資料(1) 一概要一

## 1. 年金制度における世代間の給付と負担の関係(給付負担倍率)

生年度	平成17(2005)年における年齢	平成22(2010)年における年齢	厚生年金(基礎年金を含む)		国民年金	
			平成16年財政再計算	平成21年財政検証(基本ケース)	平成16年財政再計算	平成21年財政検証(基本ケース)
1940年生	65歳	70歳	6.3倍	→ 6.5倍	4.3倍	→ 4.5倍
1945年生	60歳	65歳	4.6倍	→ 4.7倍	3.4倍	→ 3.4倍
1955年生	50歳	55歳	3.2倍	→ 3.3倍	2.3倍	→ 2.2倍
1965年生	40歳	45歳	2.7倍	→ 2.7倍	1.9倍	→ 1.8倍
1975年生	30歳	35歳	2.4倍	→ 2.4倍	1.8倍	→ 1.5倍
1985年生	20歳	25歳	2.3倍	→ 2.3倍	1.7倍	→ 1.5倍

## 2. 生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し

生年度	平成16(2004)年における年齢	平成21(2009)年における年齢	厚生年金の標準的な年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)との比率			
			受給開始時点(65歳時点)	受給開始10年後(75歳時点)	受給開始20年後(85歳時点)	
1944年生	60歳	65歳	平成16年財政再計算	57.5 %	47.8 %	41.8 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	62.3 %	51.7 %	43.2 %
1954年生	50歳	55歳	平成16年財政再計算	51.6 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	56.9 %	46.6 %	40.1 %
1964年生	40歳	45歳	平成16年財政再計算	50.2 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	54.0 %	44.4 %	40.1 %
1974年生	30歳	35歳	平成16年財政再計算	50.2 %	45.1 %	40.5 %
			平成21年財政検証(基本ケース)	50.1 %	43.3 %	40.1 %

### 3. 世帯類型別の所得代替率

世帯類型		所得代替率		
		直近時点 (平成16, 21年度)	平成37(2025)年	平成62(2050)年
夫のみ就労の場合	平成16年財政再計算	59.3 %	50.2 %	50.2 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	62.3 %	55.2 %	50.1 %
40年間共働きの場合	平成16年財政再計算	46.4 %	39.3 %	39.3 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	48.3 %	43.1 %	39.9 %
男子単身の場合	平成16年財政再計算	42.5 %	36.0 %	36.0 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	43.9 %	39.3 %	36.7 %
女子単身の場合	平成16年財政再計算	52.7 %	44.7 %	44.7 %
	平成21年財政検証(基本ケース)	55.3 %	49.2 %	45.0 %

### 4. 厚生年金、国民年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

厚生年金(平成16年財政再計算)

財源	給付
保険料 1,200 兆円	= 1,710 兆円
国庫負担 340 兆円	
積立金 160 兆円	

厚生年金(平成21年財政検証、基本ケース)

財源	給付
保険料 1,190 兆円	= 1,660 兆円
国庫負担 330 兆円	
積立金 140 兆円	

国民年金(平成16年財政再計算)

財源	給付
保険料 120 兆円	= 280 兆円
国庫負担 150 兆円	
積立金 10 兆円	

国民年金(平成21年財政検証、基本ケース)

財源	給付
保険料 90 兆円	= 220 兆円
国庫負担 120 兆円	
積立金 10 兆円	

※仮に、公的年金を積立方式に切り替えたとした場合のいわゆる「二重の負担」の額を機械的に計算すると、平成16年財政再計算では、厚生年金420兆円、国民年金50兆円。平成21年財政検証(基本ケース)では、厚生年金500兆円、国民年金50兆円。

# 平成21年財政検証関連資料(1)

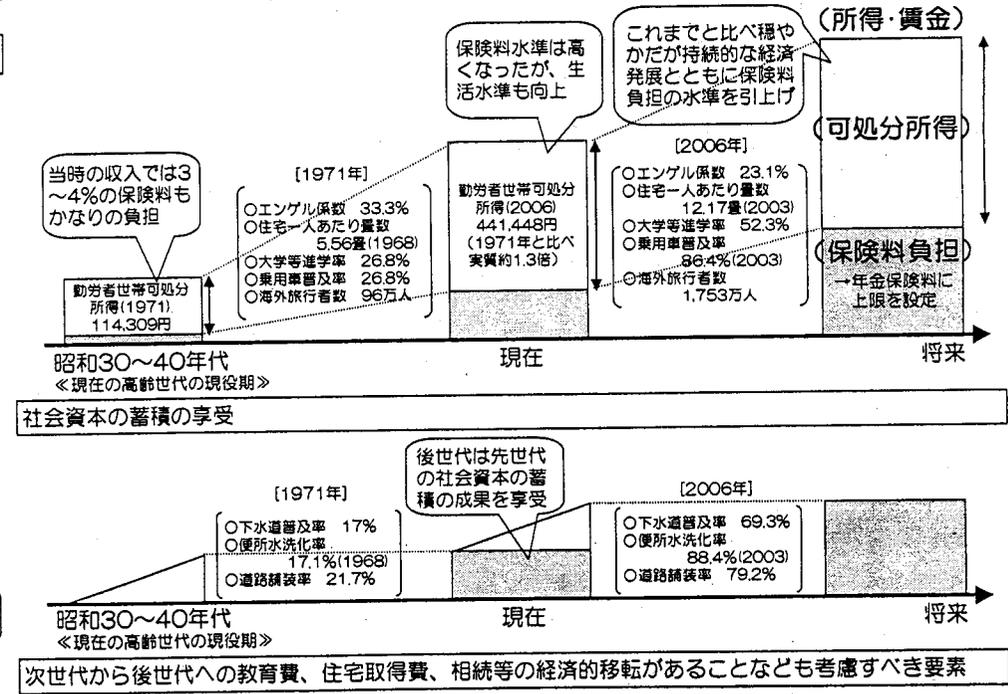
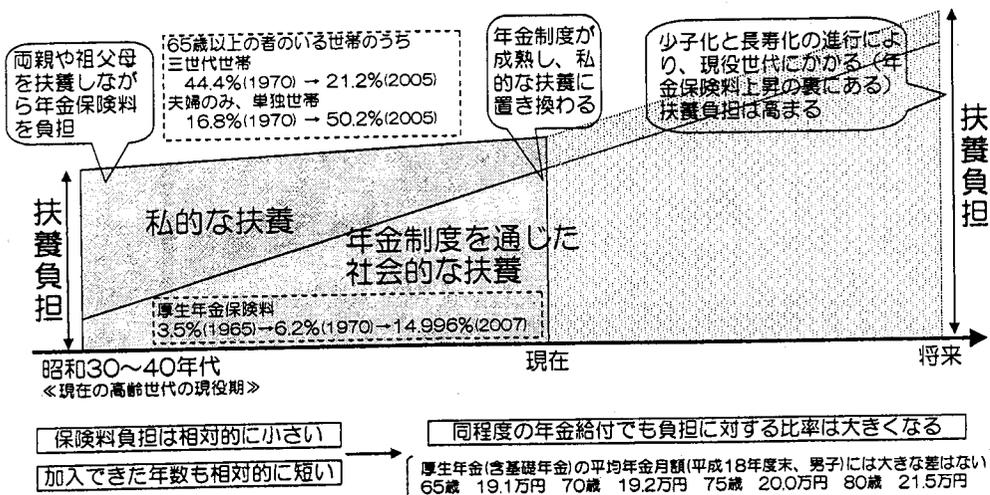
# 年金制度における世代間の給付と負担の関係について

- 年金制度の中で、一定の前提をおいて、各世代がどの程度保険料を負担し、どの程度給付を受け取るようになるかについて比較をしてみると、世代によってその負担と給付の関係に差が生じる。
- 現在の受給者の世代で倍率が高くなっているのは、
  - ① 戦後の経済混乱の中で、負担能力に見合った低い保険料からスタートし、段階的に引き上げることで長期的な給付と負担の均衡を図ってきたこと
  - ② その後の経済発展の中で、物価や賃金の上昇に応じた給付改善を後代の負担で行ってきたことなどの要因により生じている。
- 年金制度における世代間の負担と給付の関係をみるに当たっては、その背景にある
  - ① 都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行
  - ② 少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり
  - ③ 生活水準の向上と実質的な保険料負担能力の上昇
 などの要素を合わせて考慮することが必要であり、年金制度における負担と給付の関係のみで世代間の公平、不公平を論ずることとはできない。

都市化、核家族化による、私的な扶養から年金制度を通じた社会的な扶養への移行

生活水準の向上と実質的な保険負担能力の上昇

少子化と長寿化の進行による現役世代にかかる扶養負担の高まり



○ 賃金上昇率により65歳時点の価格に換算して比較

年金制度においては、原則20歳から40年間程度にわたって保険料拠出を求め、支給開始年齢到達後、終身にわたって年金を受給することになるので、最初に保険料を拠出してから給付を受け取り終わるまでに60年以上の時間が想定される。

このように大きな時点差のある負担と給付を比較する上で、時間の経過をどのように評価するかについては、様々な考え方がある。世代間扶養を基本的な考え方として運営している公的年金制度では、賃金の一定割合の保険料拠出を求め、給付額も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。

したがって、世代別に負担と給付を比較するに当たっては、この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、賃金上昇率を用いて保険料総額や年金給付総額を65歳時点の価格に換算したものをを用いて比較を行ったものである。

○ 65歳以降の年金受給額で比較

今後、雇用と年金の連携を図り60歳台前半の雇用が促進され、十分な準備期間をおきながら支給開始年齢の65歳への引上げが行われるものであり、世代による支給開始年齢の違いを除いた65歳以降の年金受給額で比較している。

○ 事業主負担分を含めずに比較

厚生年金の事業主負担分は労務費に含まれるが、賃金そのものではない。公的年金制度による事業主への義務付けではじめて生じる負担であることから、事業主負担を賃金と同視して論じることには問題があり、保険料負担額には事業主負担分を含めずに比較している。

【厚生年金(基礎年金を含む)の世代間における給付と負担の関係 — 平成21年財政検証、基本ケース —】

	1940年生まれ (2010年70歳) [2005年度時点で換算]	1950年生まれ (2010年60歳) [2015年度時点で換算]	1960年生まれ (2010年50歳) [2025年度時点で換算]	1970年生まれ (2010年40歳) [2035年度時点で換算]	1980年生まれ (2010年30歳) [2045年度時点で換算]	1990年生まれ (2010年20歳) [2055年度時点で換算]	2000年生まれ (2010年10歳) [2065年度時点で換算]	2010年生まれ (2010年0歳) [2075年度時点で換算]
保険料負担額	900万円	1,300万円	2,200万円	3,200万円	4,500万円	5,900万円	7,700万円	9,800万円
年金給付額 (65歳以降分)	5,500万円 4,300万円	5,200万円 4,600万円	6,200万円 6,100万円	8,000万円	10,400万円	13,600万円	17,600万円	22,500万円
負担給付比率 (65歳以降分)	6.5倍 5.1倍	3.9倍 3.4倍	2.9倍 2.8倍	2.5倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍	2.3倍

(注) 1. 設定は以下の通り。

夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入(平均標準報酬月額42.9万円)し、妻はその間専業主婦(昭和61年3月以前は国民年金に任意加入歴なし)という加入歴をもつ同年齢夫婦について、それぞれ60歳時点の平均余命まで生存したとして、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて年金受給額を計算。(保険料負担額や年金給付額を賃金上昇率を用いて、65歳時点の価格に換算して比較。)

2. 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

3. 人口推計、経済前提等については、平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

試算結果の詳細

世代ごとの保険料負担額と年金給付額について

○平成21年財政検証、基本ケース

平成22(2010)年 における年齢	(生年)	厚生年金(基礎年金を含む)					国民年金		
		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①	65歳以降給付分(再掲)		保険料 負担額 ①	年 金 給付額 ②	倍 率 ②/①
					年金給付額 ②'	倍 率 ②'/①			
70歳	(1940年生)	900	5,500	6.5	4,300	5.1	300	1,300	4.5
	[2005年度時点で換算]	(900)	(5,600)		(4,400)		(300)	(1,400)	
65歳	(1945年生)	1,000	4,800	4.7	4,000	3.9	400	1,300	3.4
	[2010年度時点で換算]	(1,000)	(4,800)		(4,000)		(400)	(1,300)	
60歳	(1950年生)	1,300	5,200	3.9	4,600	3.4	500	1,400	2.7
	[2015年度時点で換算]	(1,200)	(4,700)		(4,200)		(500)	(1,300)	
55歳	(1955年生)	1,700	5,600	3.3	5,200	3.1	700	1,500	2.2
	[2020年度時点で換算]	(1,500)	(4,900)		(4,500)		(600)	(1,300)	
50歳	(1960年生)	2,200	6,200	2.9	6,100	2.8	900	1,700	1.9
	[2025年度時点で換算]	(1,800)	(5,100)		(5,000)		(700)	(1,400)	
45歳	(1965年生)	2,700	7,100	2.7	7,100	2.7	1,100	1,900	1.8
	[2030年度時点で換算]	(2,100)	(5,600)		(5,600)		(800)	(1,500)	
40歳	(1970年生)	3,200	8,000	2.5	8,000	2.5	1,300	2,100	1.6
	[2035年度時点で換算]	(2,400)	(5,900)		(5,900)		(1,000)	(1,500)	
35歳	(1975年生)	3,800	9,100	2.4	9,100	2.4	1,500	2,400	1.5
	[2040年度時点で換算]	(2,700)	(6,400)		(6,400)		(1,100)	(1,700)	
30歳	(1980年生)	4,500	10,400	2.3	10,400	2.3	1,800	2,700	1.5
	[2045年度時点で換算]	(3,000)	(7,000)		(7,000)		(1,200)	(1,800)	
25歳	(1985年生)	5,200	11,900	2.3	11,900	2.3	2,000	3,100	1.5
	[2050年度時点で換算]	(3,300)	(7,600)		(7,600)		(1,300)	(2,000)	
20歳	(1990年生)	5,900	13,600	2.3	13,600	2.3	2,300	3,500	1.5
	[2055年度時点で換算]	(3,600)	(8,300)		(8,300)		(1,400)	(2,200)	
15歳	(1995年生)	6,800	15,500	2.3	15,500	2.3	2,700	4,000	1.5
	[2060年度時点で換算]	(3,900)	(9,000)		(9,000)		(1,500)	(2,300)	
10歳	(2000年生)	7,700	17,600	2.3	17,600	2.3	3,000	4,600	1.5
	[2065年度時点で換算]	(4,200)	(9,700)		(9,700)		(1,700)	(2,500)	
5歳	(2005年生)	8,700	19,900	2.3	19,900	2.3	3,400	5,200	1.5
	[2070年度時点で換算]	(4,600)	(10,400)		(10,400)		(1,800)	(2,700)	
0歳	(2010年生)	9,800	22,500	2.3	22,500	2.3	3,900	5,800	1.5
	[2075年度時点で換算]	(4,900)	(11,200)		(11,200)		(1,900)	(2,900)	

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。( )内はさらに物価上昇率で現在価値(平成21年度時点)に割り引いて表示したもの。

(注2) 2105年で受給期間が終わる世代について、計算した。

## 計算の前提

### (1) 加入歴

#### ① 厚生年金

同年齢夫婦で、夫は20歳から60歳まで厚生年金に加入し、(年齢別報酬月額が平成21年財政検証での標準報酬指数より算出。平均標準報酬月額42.9万円)妻はその間専業主婦(昭和61年度からは20歳以上ならば第3号被保険者、それ以前は国民年金に任意加入していない)。

#### ② 国民年金

20歳から60歳まで国民年金第1号被保険者で保険料を納付。(保険料、年金額ともに被保険者一人分。)

### (2) 受給期間

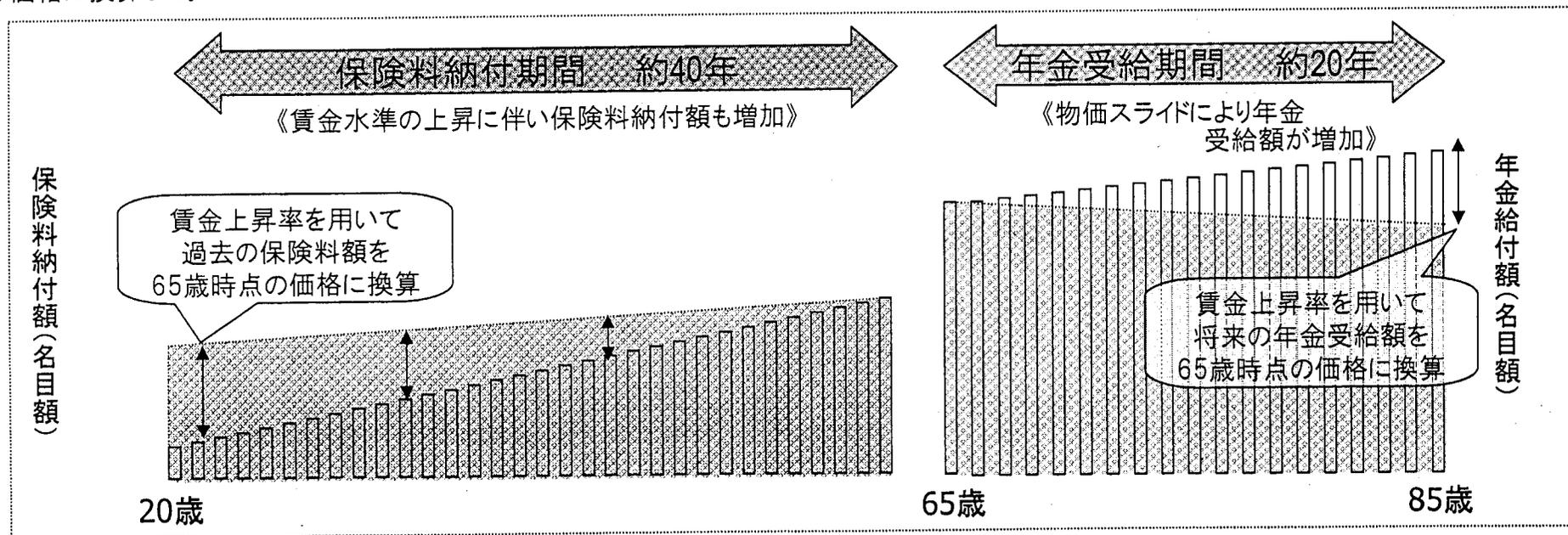
男女各々60歳時点の平均余命(過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口(平成18年12月推計)における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。)まで生存、厚生年金の場合、夫婦の基礎年金、夫の死後妻が受給する遺族年金も含めて計算した。

### (3) 年金額、保険料、人口推計、経済前提等

平成21年財政検証の基本ケースに準拠。

## 計算方法

世代間扶養を基本とする年金制度においては、賃金の一定割合について保険料として負担を求め、年金給付も賃金水準の上昇を反映することが基本的な仕組みとなっている。この公的年金の基本的な仕組みの考え方に沿って、「賃金上昇率」を用いて保険料負担額や年金給付額を65歳時点の価格に換算した。



# 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

－平成21年財政検証、基本ケース－

- 平成16年改正では、標準的な年金受給世帯におけるもらい始めた時点の年金額(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)の現役世代の平均手取り収入に対する比率(所得代替率)でみて、50%を上回る給付水準を確保することとされた。
- 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、その時々  
の現役世代の所得に対する比率は低下していく。
- マクロ経済スライドによる調整期間においては、新たに年金をもらい始める者だけでなく、既に年金をもらい始めている者についても年金改定が緩やかに抑制され、年金額の現役世代の所得に対する比率は低下する。ただし、名目の年金額は、物価や賃金がかかる場合を除き、下がることはない。

生年度(平成21(2009)年度における年齢)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)	平成66年度 (2054)	平成71年度 (2059)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	35.8 (35.8)	39.6 (37.9)	44.8 (39.7)	50.6 (42.7)	57.3 (46.0)	64.8 (49.5)	73.4 (53.3)	83.0 (57.3)	93.9 (61.7)	106.2 (66.5)	120.2 (71.5)
1944年度生 (65歳) [平成21(2009)年度65歳到達]	22.3 (22.3) 62.3% (65歳)	22.6 (21.6) <57.1%> (70歳)	23.2 (20.5) <51.7%> (75歳)	23.7 (20.0) <46.9%> (80歳)	24.8 (19.9) <43.2%> (85歳)						
1949年度生 (60歳) [平成26(2014)年度65歳到達]		23.8 (22.8) 60.1% (65歳)	24.4 (21.6) <54.5%> (70歳)	25.0 (21.1) <49.3%> (75歳)	25.6 (20.5) <44.6%> (80歳)	26.9 (20.5) <41.5%> (85歳)					
1954年度生 (55歳) [平成31(2019)年度65歳到達]			25.5 (22.6) 56.9% (65歳)	26.1 (22.0) <51.6%> (70歳)	26.7 (21.4) <46.6%> (75歳)	27.3 (20.8) <42.1%> (80歳)	29.4 (21.4) <40.1%> (85歳)				
1959年度生 (50歳) [平成36(2024)年度65歳到達]				28.1 (23.7) 55.5% (65歳)	28.8 (23.1) <50.2%> (70歳)	29.4 (22.4) <45.3%> (75歳)	30.3 (22.0) <41.3%> (80歳)	33.3 (23.0) <40.1%> (85歳)			
1964年度生 (45歳) [平成41(2029)年度65歳到達]					30.9 (24.8) 54.0% (65歳)	31.6 (24.1) <48.8%> (70歳)	32.6 (23.7) <44.4%> (75歳)	34.2 (23.7) <41.3%> (80歳)	37.6 (24.8) <40.1%> (85歳)		
1969年度生 (40歳) [平成46(2034)年度65歳到達]						33.6 (25.7) 51.9% (65歳)	34.7 (25.2) <47.3%> (70歳)	36.4 (25.2) <43.9%> (75歳)	38.3 (25.2) <40.8%> (80歳)	42.6 (26.6) <40.1%> (85歳)	
1974年度生 (35歳) [平成51(2039)年度65歳到達]							36.8 (26.7) 50.1% (65歳)	38.6 (26.7) <46.6%> (70歳)	40.6 (26.7) <43.3%> (75歳)	42.7 (26.7) <40.2%> (80歳)	48.2 (28.7) <40.1%> (85歳)

- (注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。
- (注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。
- (注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。
- (注4) ( )内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。
- (注5) □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。
- (注6) < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

## 生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

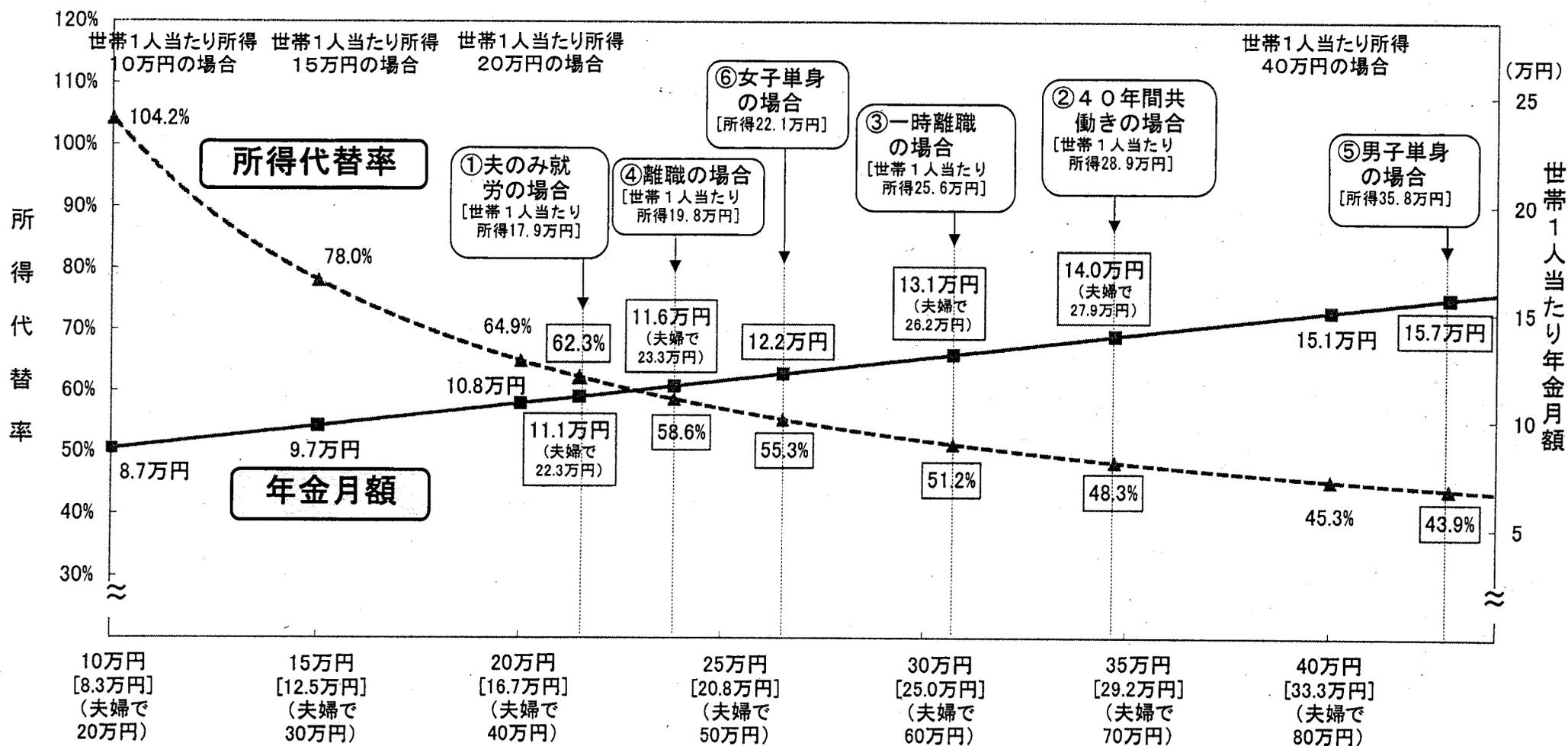
－平成21年財政検証、基本ケース－

生年(平成21(2009)年における年齢)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)	平成66年 (2054)	平成71年 (2059)
	万円	万円	万円	万円							
1944年生 (65歳) [平成21(2009)年65歳到達]	6.5 (6.5) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.8 (6.0) (75歳)	6.9 (5.8) (80歳)	7.0 (5.6) (85歳)						
1949年生 (60歳) [平成26(2014)年65歳到達]		7.0 (6.7) (65歳)	7.2 (6.4) (70歳)	7.2 (6.1) (75歳)	7.2 (5.8) (80歳)	7.4 (5.6) (85歳)					
1954年生 (55歳) [平成31(2019)年65歳到達]			7.5 (6.7) (65歳)	7.6 (6.4) (70歳)	7.6 (6.1) (75歳)	7.6 (5.8) (80歳)	7.8 (5.7) (85歳)				
1959年生 (50歳) [平成36(2024)年65歳到達]				8.1 (6.9) (65歳)	8.2 (6.5) (70歳)	8.2 (6.2) (75歳)	8.3 (6.0) (80歳)	8.9 (6.1) (85歳)			
1964年生 (45歳) [平成41(2029)年65歳到達]					8.8 (7.0) (65歳)	8.8 (6.7) (70歳)	8.9 (6.5) (75歳)	9.3 (6.5) (80歳)	10.0 (6.6) (85歳)		
1969年生 (40歳) [平成46(2034)年65歳到達]						9.2 (7.1) (65歳)	9.4 (6.8) (70歳)	9.8 (6.8) (75歳)	10.3 (6.8) (80歳)	11.4 (7.1) (85歳)	
1974年生 (35歳) [平成51(2039)年65歳到達]							9.8 (7.1) (65歳)	10.3 (7.1) (70歳)	10.8 (7.1) (75歳)	11.4 (7.1) (80歳)	12.9 (7.7) (85歳)

- (注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済は中位ケース)の場合の年金額等を記載した。  
 (注2) 長期の経済前提は、物価上昇率1.0%、名目賃金上昇率2.5%、名目運用利回り4.1%である。  
 (注3) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。  
 (注4) ( )内は、各時点の名目額を物価で現在価値に割り戻した額を記載した。

# 現在における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成21年度水準)

○ 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))。



世帯1人当たり所得(ボーナス込み)  
[手取り賃金(月額換算値)]

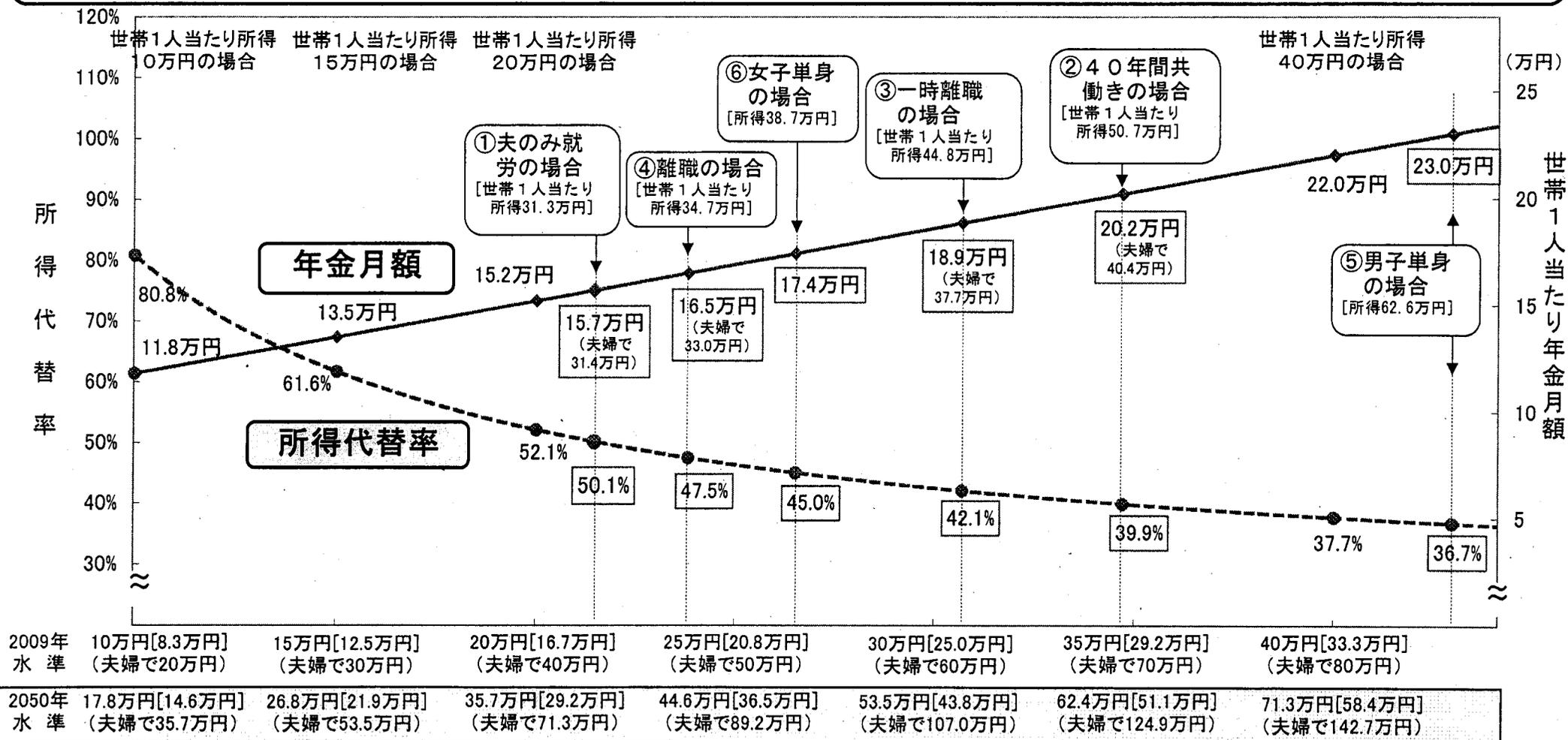
(注1) 世帯1人当たり所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注2) 例えば、世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく62.3%となる。



# 平成62(2050)年度における世帯1人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成21年財政検証、基本ケース—

- 世帯1人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯1人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))。
- マクロ経済スライドによる給付調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%弱、名目2%弱程度)があれば、物価で現在価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



(注1) 世帯(夫婦)の合計所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

(注2) 平成62(2050)年度水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

(注3) 例えば、平成21(2009)年度水準で世帯1人当たり所得が21.5万円[17.9万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計がボーナス込みで42.9万円)や所得がボーナス込みで21.5万円[17.9万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.1%となる。

世帯1人当たり所得(ボーナス込み)  
[手取り賃金(月額換算値)]

下記の世帯類型については、男女それぞれの平均標準報酬を用いて機械的に設定したものであり、それぞれの世帯類型の平均像を示したものではない。それぞれの世帯における年金月額や所得代替率は世帯一人当たり所得により変わる。

各世帯類型の給付水準計算の基礎になっている所得水準（世帯一人当たり手取り賃金（ボーナス込み））

	現在(平成21年水準)	2025年	2050年
①夫のみ就労の場合 (夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯)	17.9万円 (夫婦で35.8万円)	21.7万円 (夫婦で43.3万円)	31.3万円 (夫婦で62.6万円)
②40年間共働きの場合 (夫、妻ともに40年間フルタイムで就労する世帯)	28.9万円 (夫婦で57.8万円)	35.0万円 (夫婦で70.1万円)	50.7万円 (夫婦で101.3万円)
③一時離職の場合（再就職後フルタイム） ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産により一時的に離職し、子育ての終了後、フルタイムで再就職する世帯 ・ 妻の通算就労期間は、新規裁定年金（老齢相当）の平均被保険者期間（平成19年度：27年11月）により設定 <sup>(※1)</sup>	25.6万円 (夫婦で51.2万円)	31.0万円 (夫婦で62.0万円)	44.8万円 (夫婦で89.6万円)
④離職の場合 ・ 夫は40年間フルタイムで就労、妻は結婚出産後離職し、専業主婦となる世帯 ・ 妻の離職前の就労期間は、新規裁定年金（通老相当）の平均被保険者期間（平成19年度：7年1月）により設定 <sup>(※1)</sup>	19.8万円 (夫婦で39.7万円)	24.0万円 (夫婦で48.1万円)	34.7万円 (夫婦で69.5万円)
⑤男子単身の場合 ・ 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	35.8万円	43.3万円	62.6万円
⑥女子単身の場合 ・ 単身で40年間フルタイムで 就労する世帯	22.1万円	26.8万円	38.7万円

※1 老齢厚生年金のうち、被保険者期間が20年以上、または中高齢特例の適用を受けている被保険者期間15年以上のものを老齢相当といい、老齢厚生年金のうち老齢相当以外のものを通老相当という。

※2 現在水準の夫の賃金月額は、平成21年財政検証における平成21年度の標準的な年金額の算出に使用した平均標準報酬42.9万円（ボーナス込み、月額）、妻の賃金月額は、平均標準報酬26.5万円（フルタイム時、ボーナス込み、月額）を用いて計算。  
手取り賃金（ボーナス込み年収の月額換算値）は、上記の額に可処分所得割合である0.833倍（2025、2050年水準の場合0.818倍）して手取りベースに換算し、妻についてはさらに「厚生年金の適用月数/480月」を乗じて算出。

※3 2025、2050年時点の手取り賃金は、平成21年度水準のものを平成21年財政検証の基本ケースにおける経済前提を用いてスライドさせて算出。

※4 2025、2050年時点の金額は、それぞれの時点の名目額を物価で現在価値に割り戻したものの。

## 厚生年金、国民年金（基礎年金）の財源と給付の内訳

今後、概ね 100 年間にわたり均衡している公的年金の財源と給付を、現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表示し、その内訳を示したものを。

- 公的年金の給付財源は、「① 保険料収入」、「② 国庫負担」、「③ 積立金（元本の取崩し及び運用収入）」であり、毎年度の年金給付は、これらの収入により賄われている。
- 平成 16 年改正では、今後、概ね 100 年間の年金財政の均衡を考えるととしており、固定された保険料水準により概ね 100 年の間に確保される財源とその間の給付が均衡するように給付水準の自動調整を行う。
- 今後、概ね 100 年間にわたり均衡している年金給付とその財源を、全て現時点（平成 21 年度）の価格に換算して一時金で表すことにより、公的年金の財源と給付の内訳を示したものを。

毎年度の年金給付費 ← ① 保険料収入 + ② 国庫負担 + ③ 積立金（元本の取り崩し及び運用収入）

※ 毎年度の年金給付の費用は、①、②、③により賄われる。

※ ①、②、③の内訳は、保険料率の引上げや人口構成の変化等により変化。

今後、概ね 100 年間の毎年度の財源と給付を現時点の価格に換算して足し上げ、一時金で表示することにより、その内訳を示した。

将来の金額の現時点の価格への換算は、いくつかの方法がある。

- ・ 積立方式の企業年金等は、運用利回りで換算し責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算
- ・ 賦課方式の公的年金においては、運用利回りでの換算の他、賃金上昇率で換算する方法も考えられる。

○ 積立方式の企業年金等で責任準備金（現時点で保有すべき積立金）を計算する場合には、今後の積立金の運用収入を考慮し、将来の支出を賄うために現時点で必要な積立金の額を計算する必要があるため、運用利回りをを用いて換算することが必要となる。

○ 賦課方式を基本とする公的年金においては、

- ・ 積立方式との比較を行う上では運用利回りで換算する方法が適切であるが、
- ・ 将来の年金給付や保険料負担等の規模の把握という観点からは、賃金上昇率で換算する方法が適切。

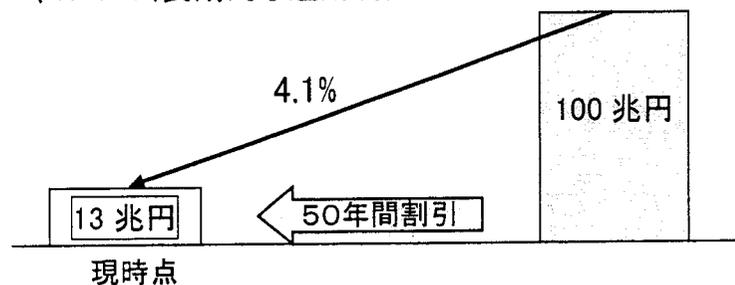
そこで、今回は、この2通りの方法で示すこととした。

→ 現時点の価格への換算方法により、数字の絶対値は大きく異なる。（換算に用いる割引率が小さいほど数字は大きくなる。）

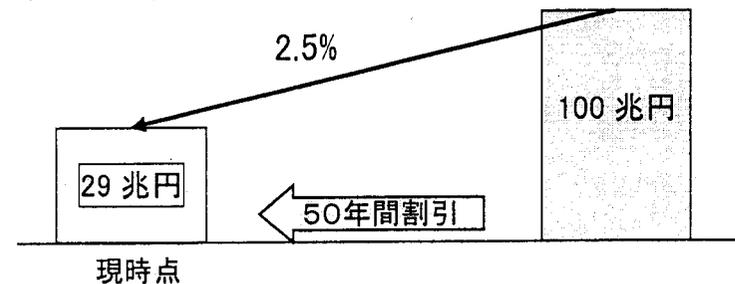
※ 運用利回りで換算した数値は、現時点の積立金に換算してどれだけの大きさに相当するかを示したものであり、賃金上昇率で換算した数値は、経済規模との比較でどれだけの大きさに相当するかを示したものと考えることができる。

#### 割引率による差(50年間割り引いた場合の例)

〈4.1% (長期的な運用利回りの前提)で割り引く場合〉



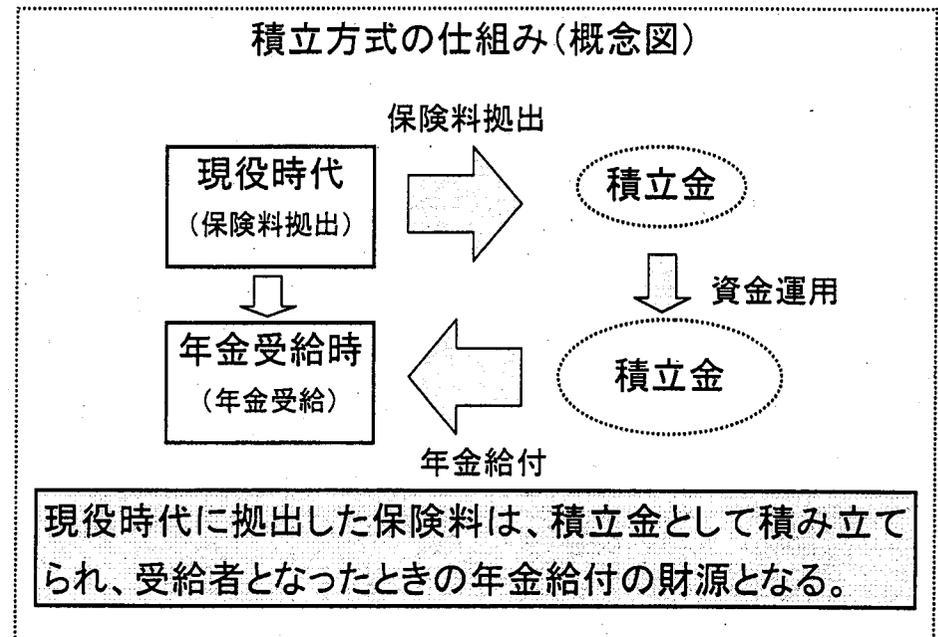
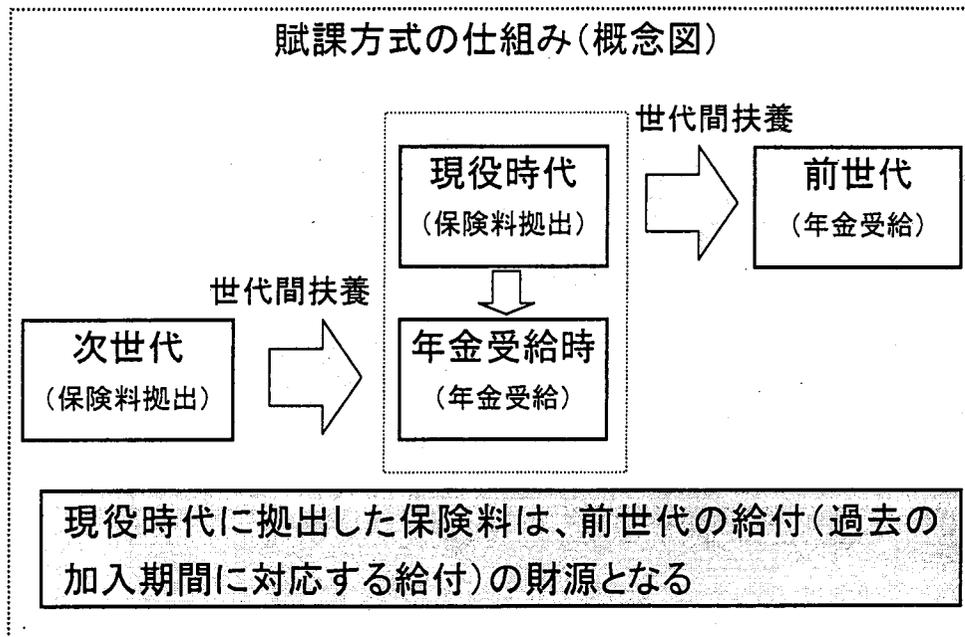
〈2.5% (長期的な賃金上昇率の前提)で割り引く場合〉



今回の計算では、最長95年間、割引き金額表示することとなり、割引率により金額に大きな差が出る。

世代間扶養の賦課方式を基本とする年金制度は、「過去の加入期間に相当する給付」についても「将来の加入期間に相当する給付」と合わせて、今後の保険料収入で賄うことが基本となる。  
 → 今後、概ね100年間の年金給付費は、全て保険料収入等により財源が確保されており、厚生年金及び国民年金（基礎年金）に不足はない。

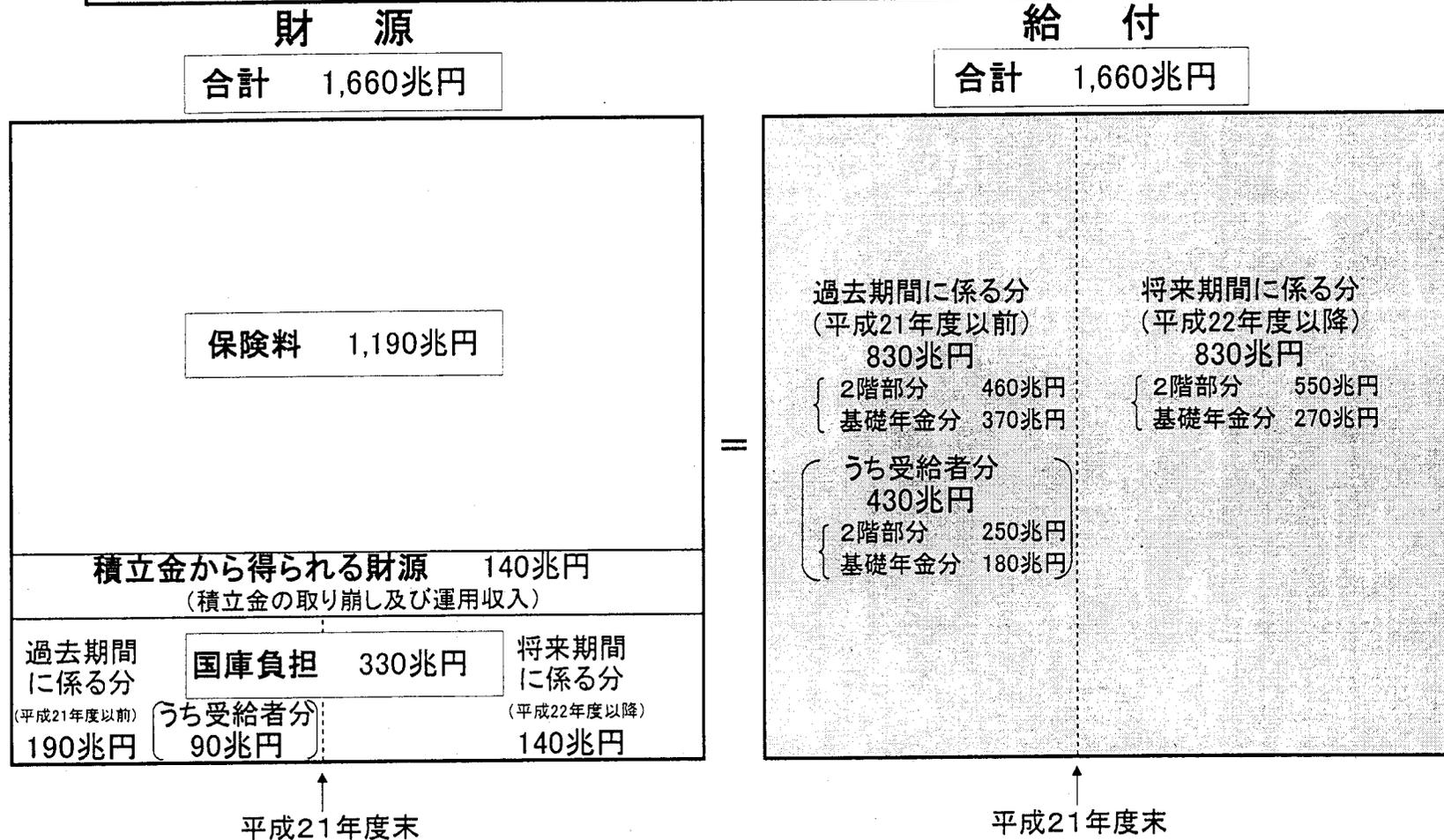
- 世代間扶養の賦課方式を基本とする年金制度は、受給世代の年金給付費をその時の現役世代の保険料負担で賄う仕組みであり、現役世代の拠出した保険料はそのまま自分の将来の年金給付の原資となるものでない。
- すなわち、これから先のどの世代についても、現役時代に負担する保険料は、前世代の給付（過去の加入期間に対応する給付）の財源となり、受給者となったときの年金給付費は、次世代の保険料負担で賄われることとなる。  
 → 一方、積立方式の考え方では、受給者の年金給付は、現役時代（過去の加入期間）の保険料拠出により積み立てられた積立金により賄われることとなる。



# 厚生年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



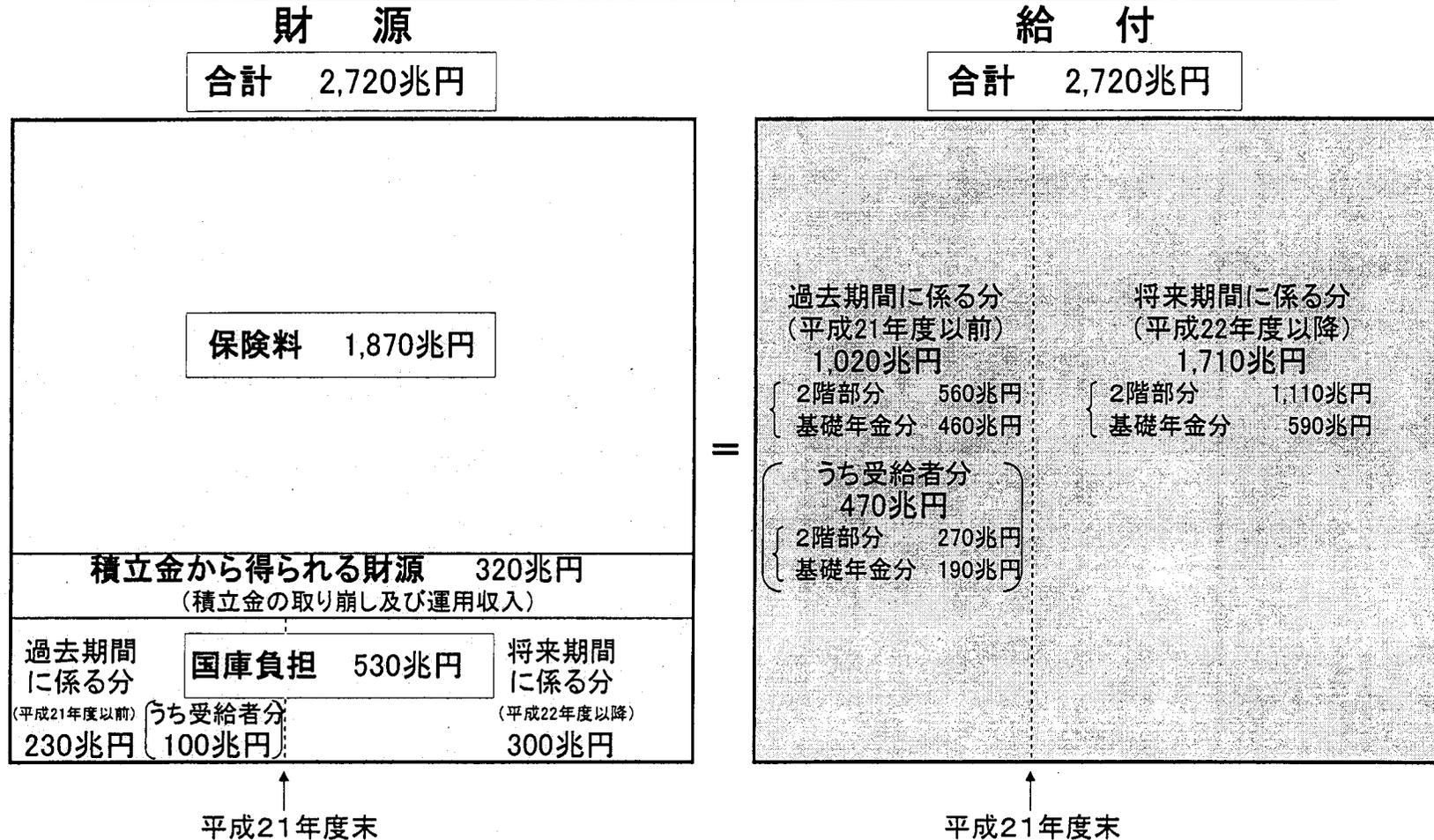
(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# 厚生年金の財源と給付の内訳 (賃金上昇率による換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示したものの



(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

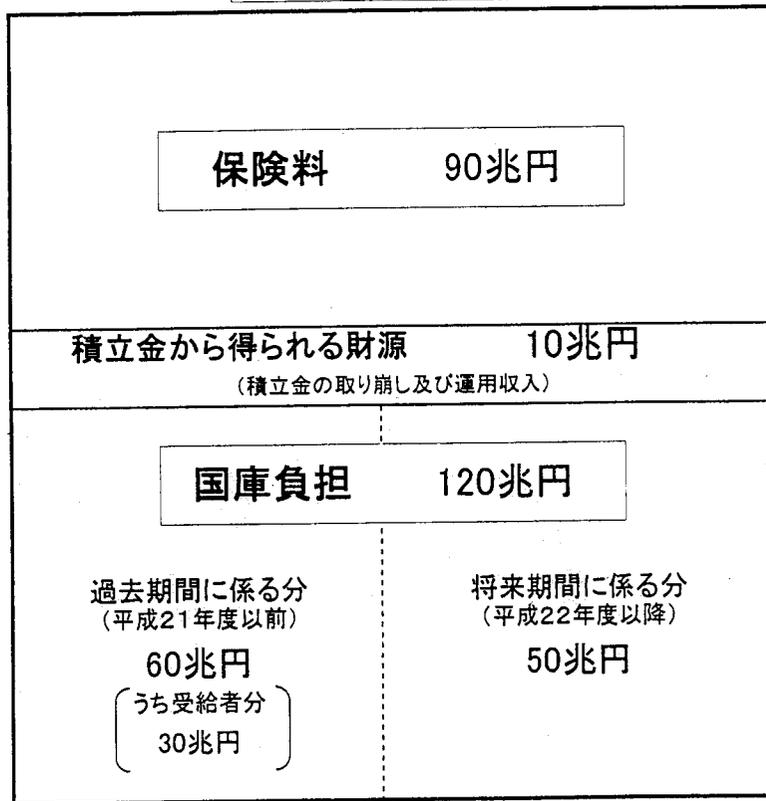
# 国民年金の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの

## 財源

合計 220兆円



平成21年度末

## 給付

合計 220兆円



平成21年度末

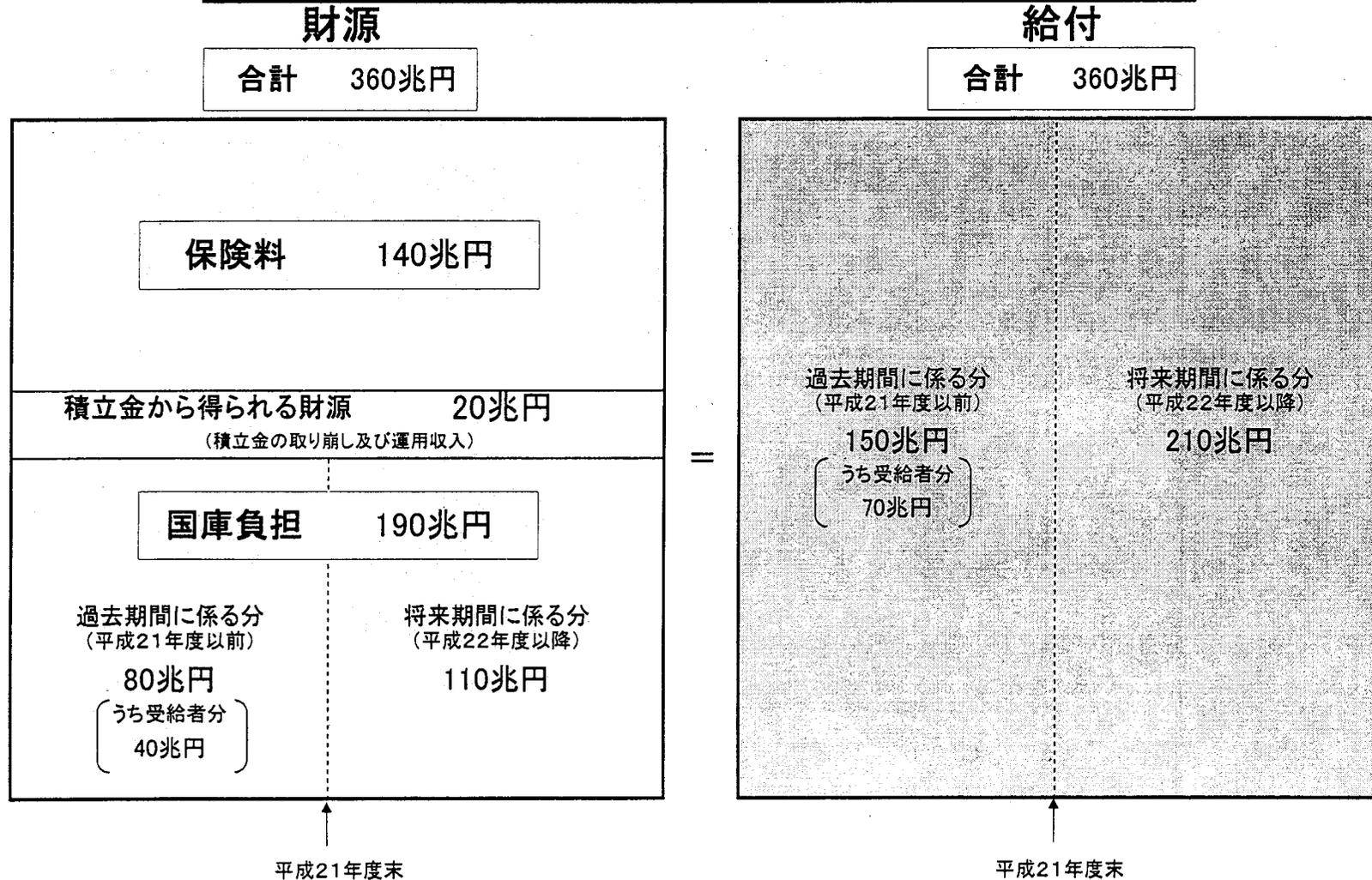
(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# 国民年金の財源と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの



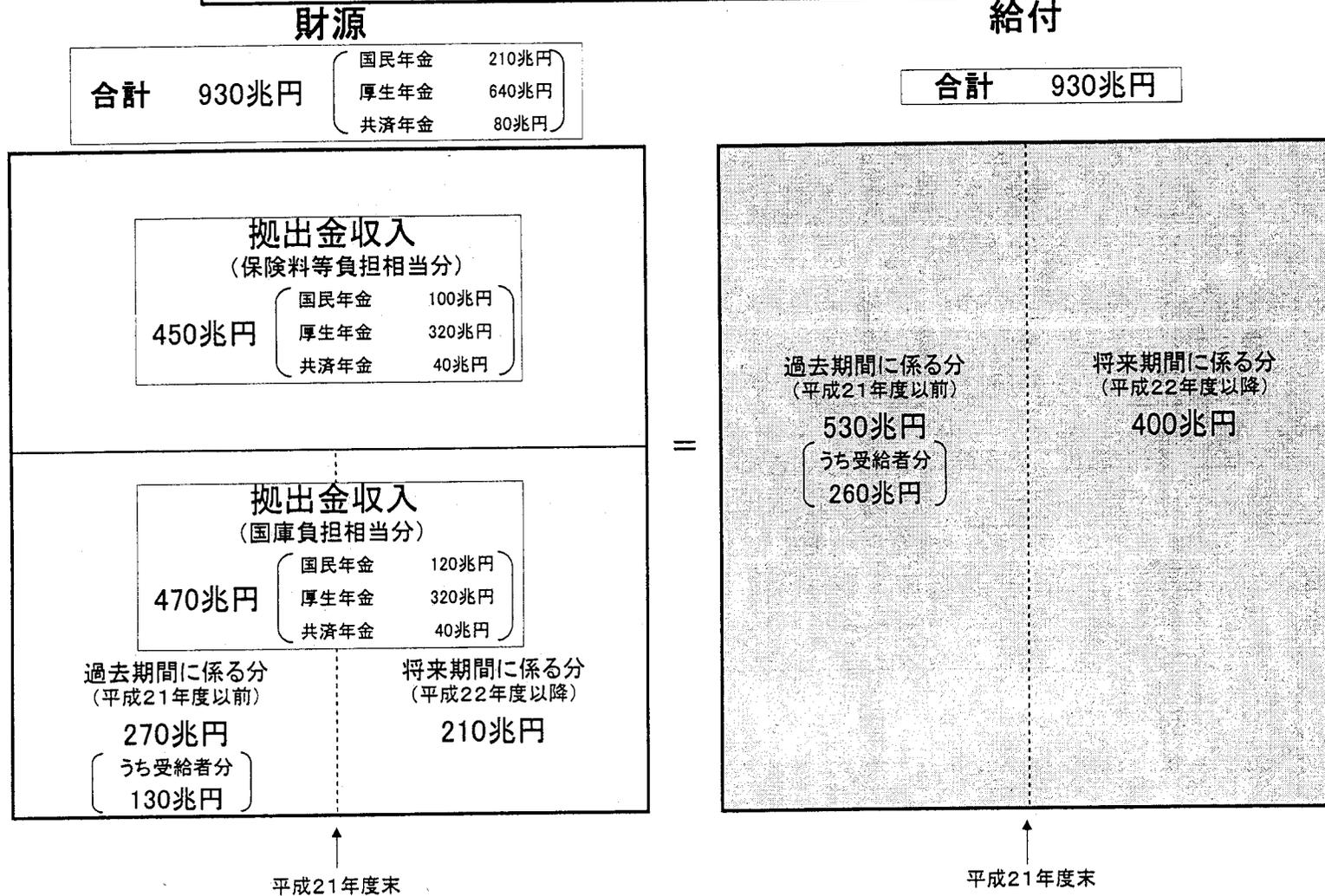
(注)長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# 基礎年金の収入総額と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの



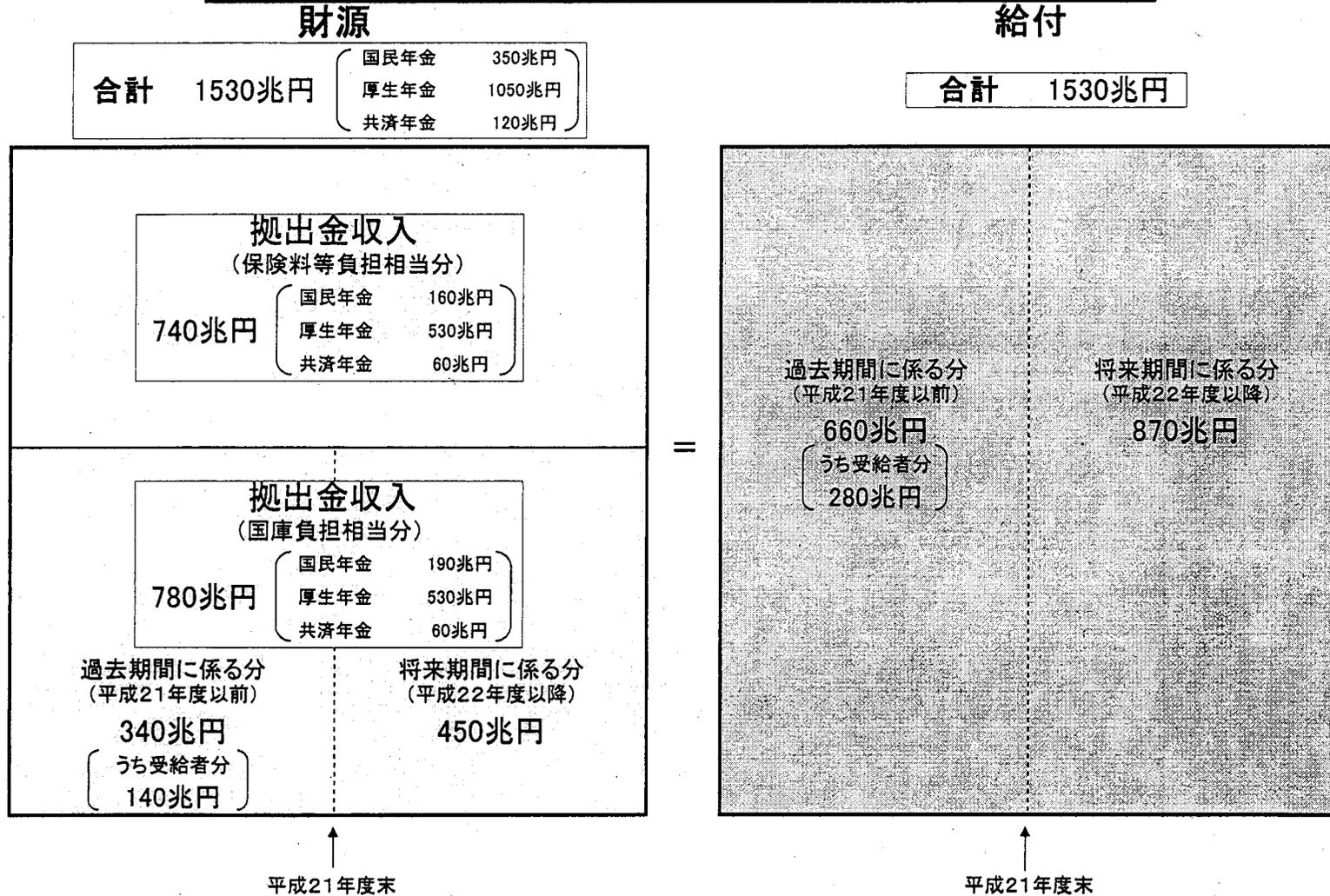
(注)長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# 基礎年金の収入総額と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

— 平成21年財政検証、基本ケース —

今後、95年間(2105年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成21年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの



(注) 長期的な経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.5%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	4.1%

# (参考) 平成16年財政再計算の関連資料

## 世代ごとの保険料負担額と年金給付額について (平成16年財政再計算)

○平成16年財政再計算

平成17(2005)年 における年齢 (生年)	厚生年金 (基礎年金を含む)					国民年金		
	保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①	65歳以降給付分 (再掲)		保険料 負担額 ①	年金給付額 ②	倍率 ②/①
				年金給付額 ②'	倍率 ②'/①			
	万円	万円		万円		万円	万円	
70歳 (1935年生) [2000年度時点で換算]	680 (670)	5,600 (5,500)	8.3	4,400 (4,300)	6.4	230 (230)	1,300 (1,300)	5.8
60歳 (1945年生) [2010年度時点で換算]	1,200 (1,100)	5,400 (5,100)	4.6	4,500 (4,200)	3.8	410 (390)	1,400 (1,300)	3.4
50歳 (1955年生) [2020年度時点で換算]	1,900 (1,600)	6,000 (5,100)	3.2	5,600 (4,800)	3.0	700 (600)	1,600 (1,400)	2.3
40歳 (1965年生) [2030年度時点で換算]	2,800 (2,200)	7,600 (5,900)	2.7	7,600 (5,900)	2.7	1,100 (830)	2,100 (1,600)	1.9
30歳 (1975年生) [2040年度時点で換算]	3,900 (2,800)	9,600 (6,700)	2.4	9,600 (6,700)	2.4	1,500 (1,000)	2,600 (1,800)	1.8
20歳 (1985年生) [2050年度時点で換算]	5,100 (3,300)	12,000 (7,600)	2.3	12,000 (7,600)	2.3	1,900 (1,200)	3,300 (2,100)	1.7
10歳 (1995年生) [2060年度時点で換算]	6,500 (3,700)	14,900 (8,500)	2.3	14,900 (8,500)	2.3	2,400 (1,400)	4,100 (2,300)	1.7
0歳 (2005年生) [2070年度時点で換算]	8,000 (4,100)	18,300 (9,500)	2.3	18,300 (9,500)	2.3	3,000 (1,600)	5,000 (2,600)	1.7

(注1) それぞれ保険料負担額及び年金給付額を65歳時点の価格に換算したもの。( )内はさらに物価上昇率で現在価値(平成16年度時点)に割り引いて表示したもの。  
 (注2) 2100年で受給期間が終わる世代について、計算した。

# 生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額(夫婦2人の基礎年金含む)の見通し

－平成16年財政再計算－

生年度(平成16(2004)年度における年齢)	平成16年度 (2004)	平成21年度 (2009)	平成26年度 (2014)	平成31年度 (2019)	平成36年度 (2024)	平成41年度 (2029)	平成46年度 (2034)	平成51年度 (2039)	平成56年度 (2044)	平成61年度 (2049)
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金(手取り)	39.3 (39.3)	42.5 (40.4)	46.6 (42.2)	51.3 (44.2)	56.9 (46.7)	63.1 (49.3)	70.0 (52.0)	77.7 (54.9)	86.2 (58.0)	95.7 (61.2)
1939年度生 (65歳) [平成16(2004)年度65歳到達]	23.3 (23.3) 59.3% (65歳)	23.9 (22.8) <56.3%> (70歳)	23.9 (21.7) <51.3%> (75歳)	24.0 (20.7) <46.8%> (80歳)	24.6 (20.2) <43.2%> (85歳)					
1944年度生 (60歳) [平成21(2009)年度65歳到達]		24.4 (23.2) 57.5% (65歳)	24.4 (22.1) <52.4%> (70歳)	24.5 (21.1) <47.8%> (75歳)	25.1 (20.6) <44.1%> (80歳)	26.4 (20.6) <41.8%> (85歳)				
1949年度生 (55歳) [平成26(2014)年度65歳到達]			25.2 (22.8) 54.0% (65歳)	25.3 (21.8) <49.3%> (70歳)	25.9 (21.2) <45.4%> (75歳)	27.2 (21.2) <43.0%> (80歳)	28.6 (21.2) <40.8%> (85歳)			
1954年度生 (50歳) [平成31(2019)年度65歳到達]				26.5 (22.8) 51.6% (65歳)	27.1 (22.2) <47.6%> (70歳)	28.5 (22.2) <45.1%> (75歳)	29.9 (22.2) <42.7%> (80歳)	31.4 (22.2) <40.5%> (85歳)		
1959年度生 (45歳) [平成36(2024)年度65歳到達]					28.6 (23.5) 50.2% (65歳)	30.0 (23.5) <47.6%> (70歳)	31.6 (23.5) <45.1%> (75歳)	33.2 (23.5) <42.7%> (80歳)	34.9 (23.5) <40.5%> (85歳)	
1964年度生 (40歳) [平成41(2029)年度65歳到達]						31.7 (24.8) 50.2% (65歳)	33.3 (24.8) <47.6%> (70歳)	35.0 (24.8) <45.1%> (75歳)	36.8 (24.8) <42.7%> (80歳)	38.7 (24.8) <40.5%> (85歳)

\* 標準的な前提条件(将来推計人口の中位推計、平成21(2009)年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。

\* ( )内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16(2004)年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

\* □内は、各世代の65歳新規裁定時における標準的な年金額の所得代替率を記載した。

\* < >内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金(手取り)とを比較した比率を記載した。

## 生年度別に見た年金受給後の基礎年金の年金額の見通し

－平成16年財政再計算－

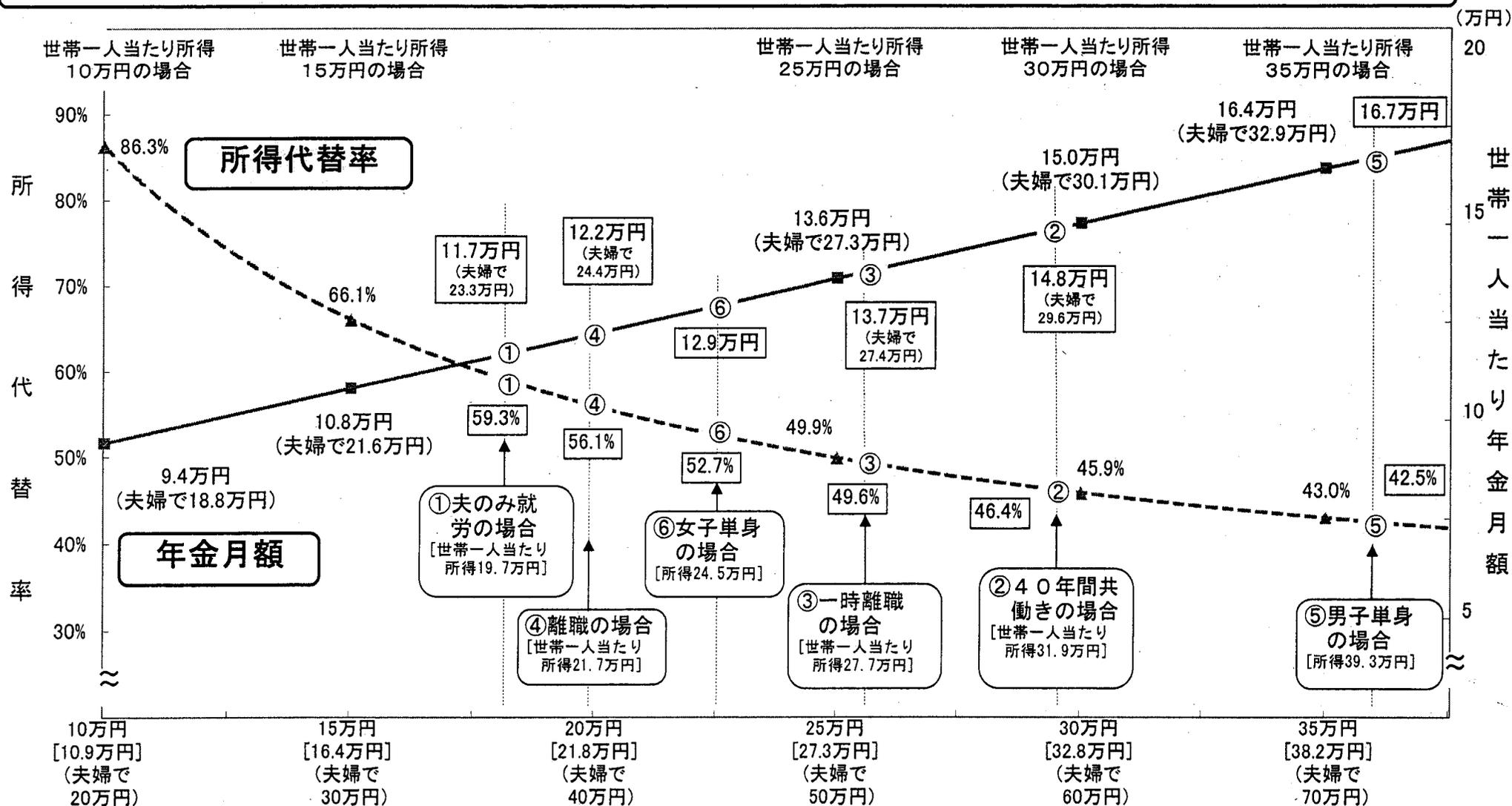
生年(平成16(2004)年における年齢)	平成16年 (2004)	平成21年 (2009)	平成26年 (2014)	平成31年 (2019)	平成36年 (2024)	平成41年 (2029)	平成46年 (2034)	平成51年 (2039)	平成56年 (2044)	平成61年 (2049)
	万円	万円								
1939年生 (65歳) [平成16(2004)年65歳到達]	6.6 (6.6) (65歳)	6.7 (6.4) (70歳)	6.7 (6.1) (75歳)	6.8 (5.8) (80歳)	6.9 (5.7) (85歳)					
1944年生 (60歳) [平成21(2009)年65歳到達]		6.9 (6.6) (65歳)	6.9 (6.3) (70歳)	6.9 (6.0) (75歳)	7.1 (5.8) (80歳)	7.5 (5.8) (85歳)				
1949年生 (55歳) [平成26(2014)年65歳到達]			7.1 (6.5) (65歳)	7.2 (6.2) (70歳)	7.3 (6.0) (75歳)	7.7 (6.0) (80歳)	8.1 (6.0) (85歳)			
1954年生 (50歳) [平成31(2019)年65歳到達]				7.5 (6.5) (65歳)	7.7 (6.3) (70歳)	8.1 (6.3) (75歳)	8.5 (6.3) (80歳)	8.9 (6.3) (85歳)		
1959年生 (45歳) [平成36(2024)年65歳到達]					8.1 (6.6) (65歳)	8.5 (6.6) (70歳)	8.9 (6.6) (75歳)	9.4 (6.6) (80歳)	9.9 (6.6) (85歳)	
1964年生 (40歳) [平成41(2029)年65歳到達]						9.0 (7.0) (65歳)	9.4 (7.0) (70歳)	9.9 (7.0) (75歳)	10.4 (7.0) (80歳)	11.0 (7.0) (85歳)

・標準的な前提条件(将来推計人口の中位推計、2009年度以降の物価上昇率 年率1.0%、賃金上昇率 年率2.1%、運用利回り 年率3.2%)で推移した場合の年金額等を記載した。

・( )内は、各時点の名目額を物価上昇率を用いて平成16年度時点の価値に割り戻した額を記載した。

# 平成16年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 (平成16年度水準)

○ 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注2))

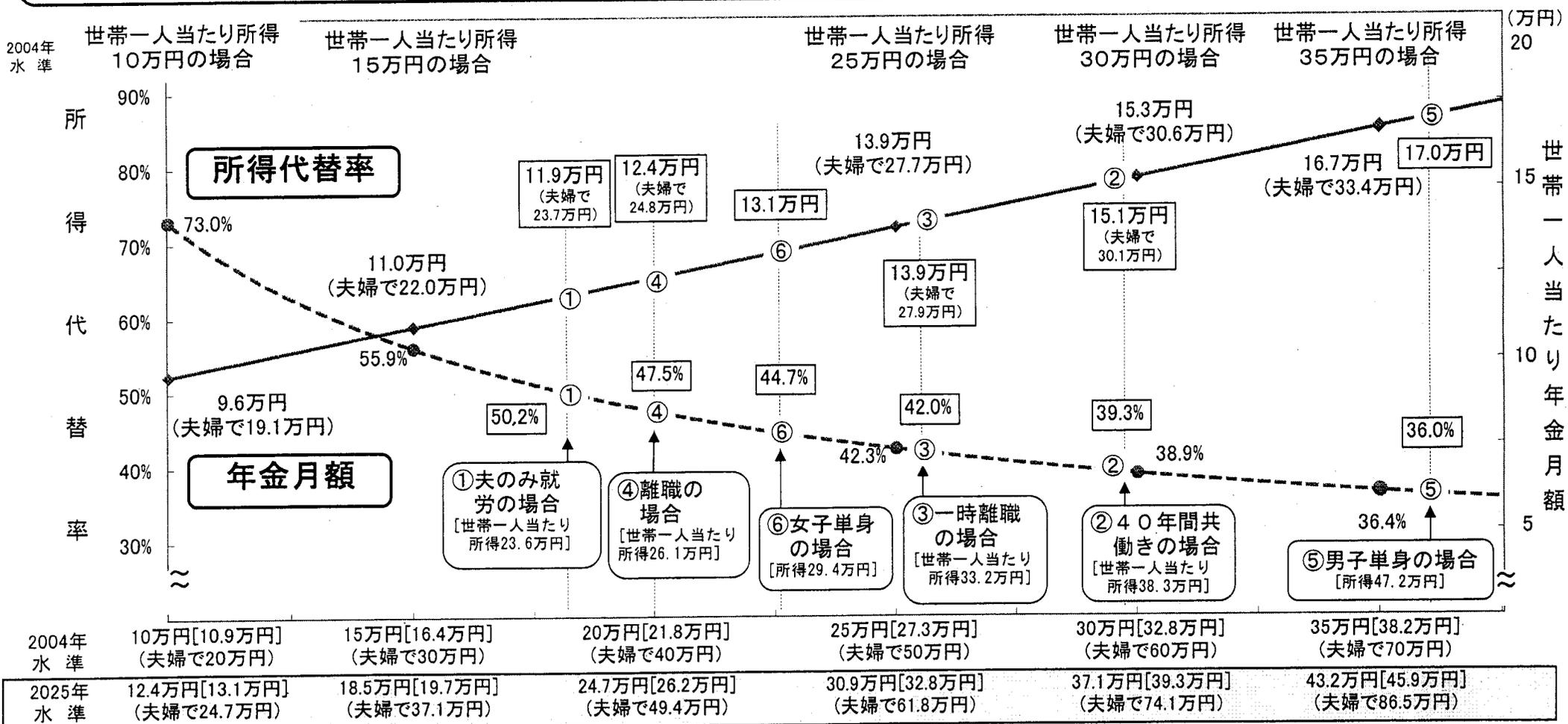


注1: 世帯一人当たり所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

注2: 例えば、世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は①の世帯と同じく59.3%となる。

# 2025年における世帯一人当たり所得別の年金月額及び所得代替率 —平成16年財政再計算—

- 世帯一人当たり所得水準によって所得代替率が変化(世帯類型が異なっても世帯一人当たり所得が同じであれば、所得代替率は同じ(注3))
- マクロ経済スライドによる給付水準調整を行えば、所得代替率は低下する。ただし、名目年金額は減少しない調整方法をとることとしており、一定の経済成長(実質1%、名目2%程度)があれば、物価で現在の価値に割り戻した年金額についても増加することとなる。



注1: 世帯(夫婦)の合計所得の[ ]内は、手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)である。

2: 2025年水準の年金月額及び世帯の合計所得は、物価で現在価値に割り戻した値である。

所得代替率 = 年金月額 ÷ 手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)

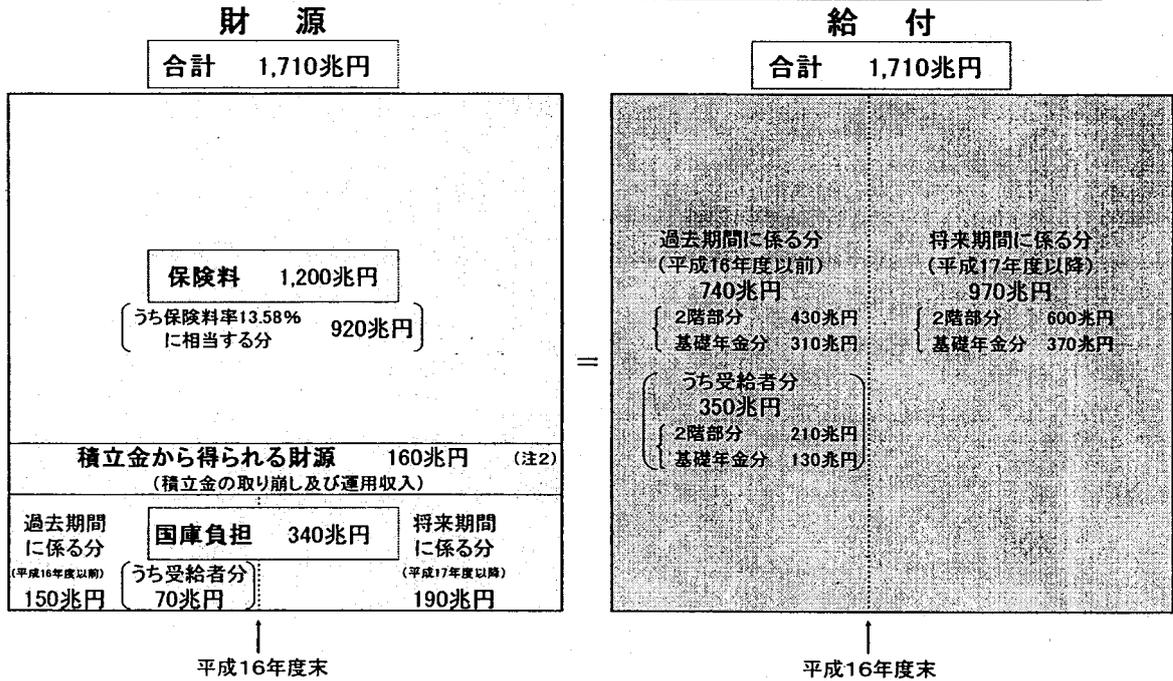
3: 例えば、2004年水準で世帯一人当たり所得が18万円[19.7万円]となる共働き世帯(夫婦の所得合計が36万円)や所得が18万円[19.7万円]の単身者の所得代替率は、①の世帯と同じく50.2%となる。

世帯一人当たり所得(標準報酬月額ベース)  
[手取り賃金(ボーナス込み年収の月額換算値)]

## 厚生年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

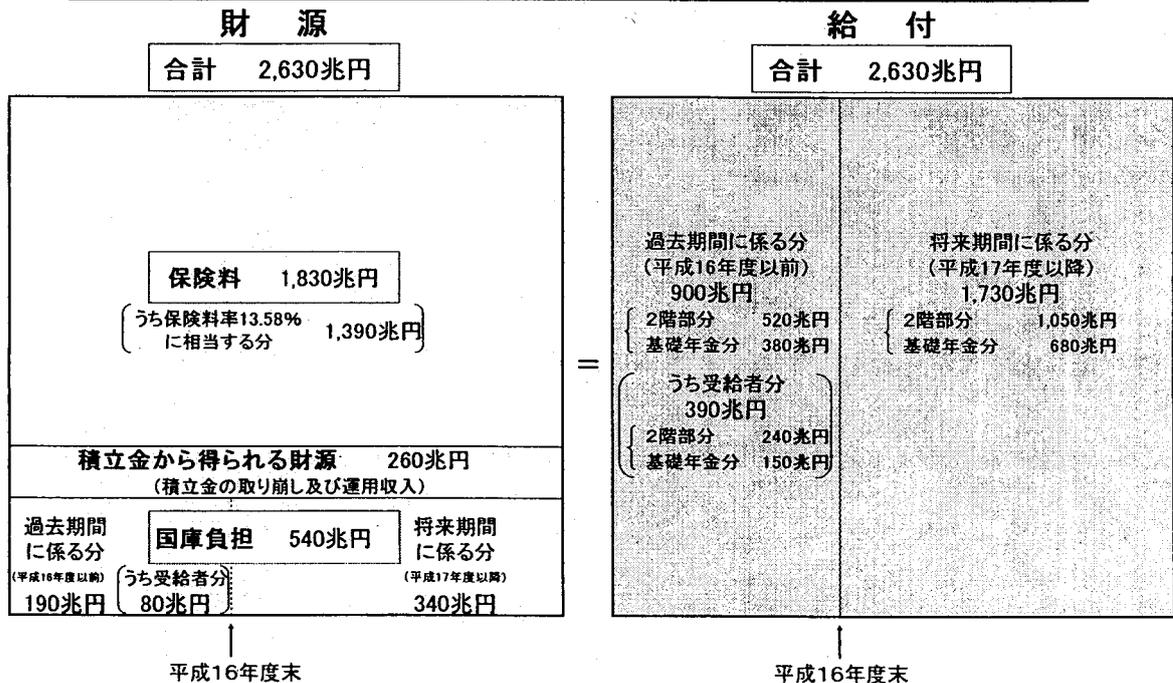
賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

(注2) 厚生年金に係る積立金は平成16(2004)年度末現在約170兆円(厚生年金基金の代行部分に係るものを含む)であるが、図においては2100年度時点において1年分の給付費の現価に相当する10兆円を除いて表示している。

## 厚生年金の財源と給付の内訳 (賃金上昇率による換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



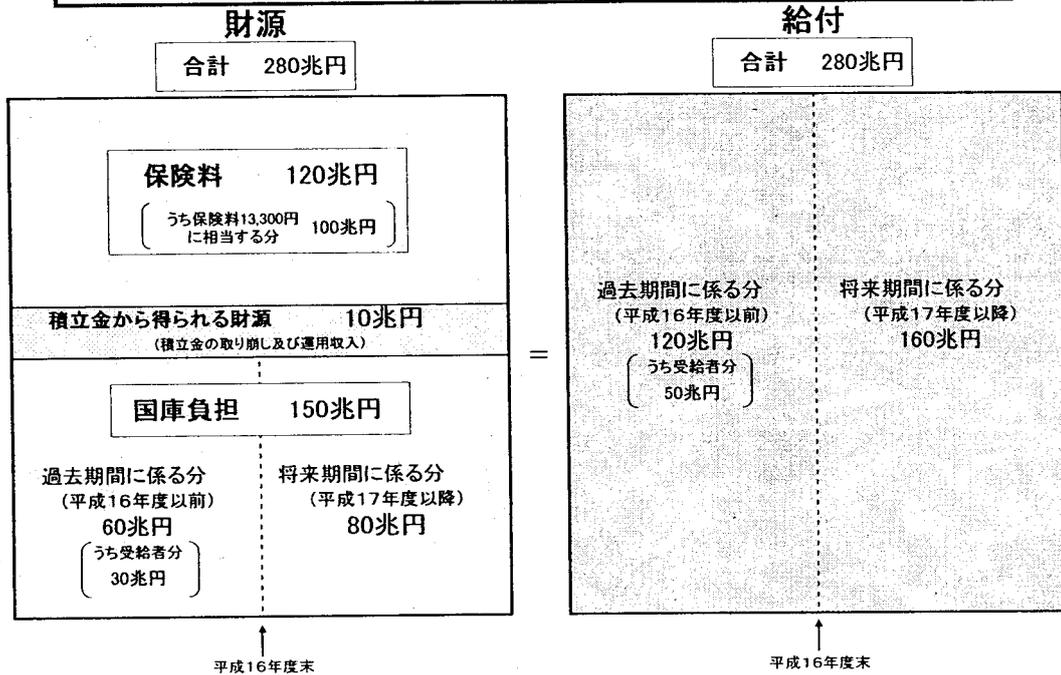
(注) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

賃金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

## 国民年金の財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの

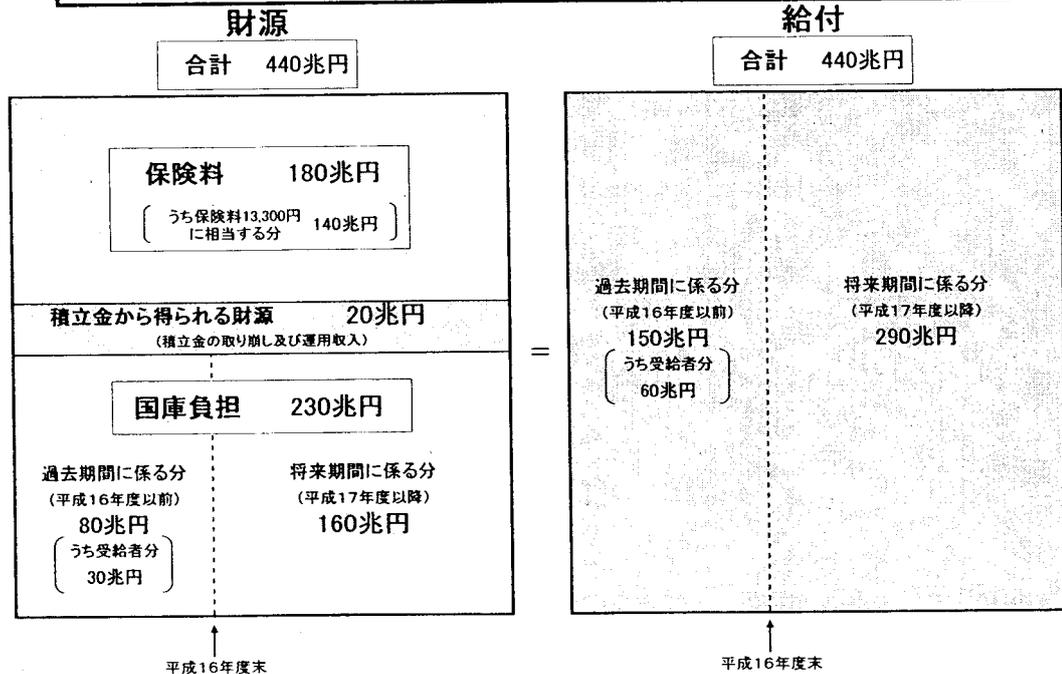


(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。  
 賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

## 国民年金の財源と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの

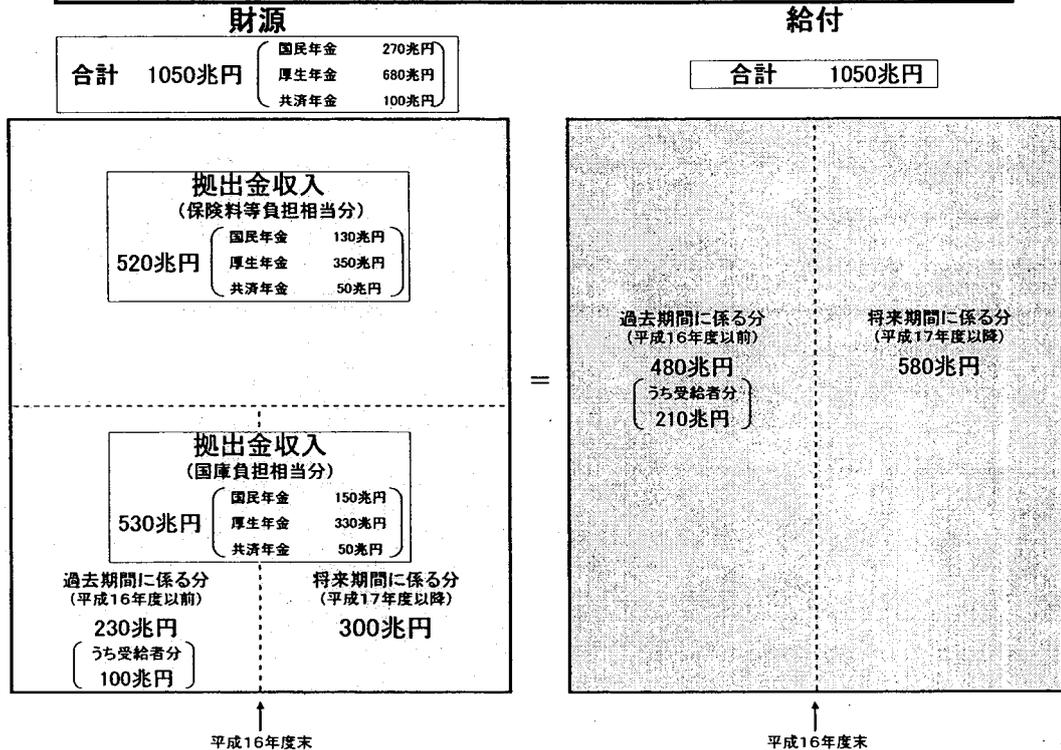


(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。  
 賃金上昇率 2.1%  
 物価上昇率 1.0%  
 運用利回り 3.2%  
 可処分所得上昇率 2.1%(ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

## 基礎年金の収入総額と給付の内訳(運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの



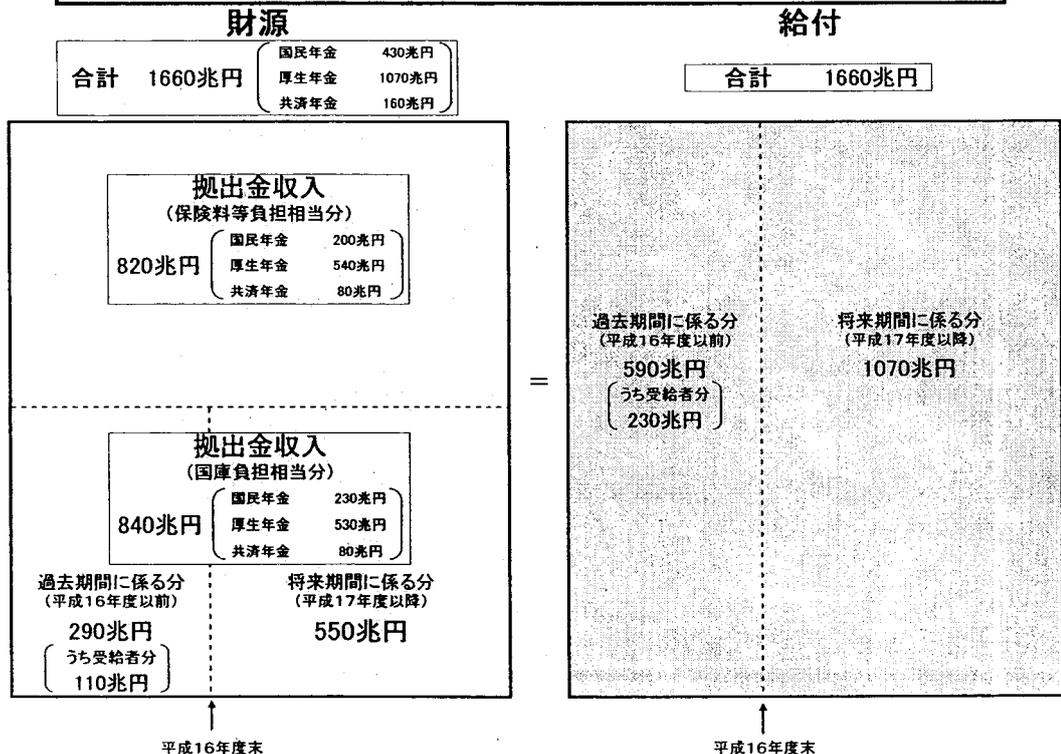
(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

資金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

## 基礎年金の収入総額と給付の内訳(賃金上昇率による換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を賃金上昇率で現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示をしたもの



(注)長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は次の通り。

資金上昇率	2.1%
物価上昇率	1.0%
運用利回り	3.2%
可処分所得上昇率	2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

# 平成21年財政検証関連資料(2)

## (厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み等)

### [ 目次 ]

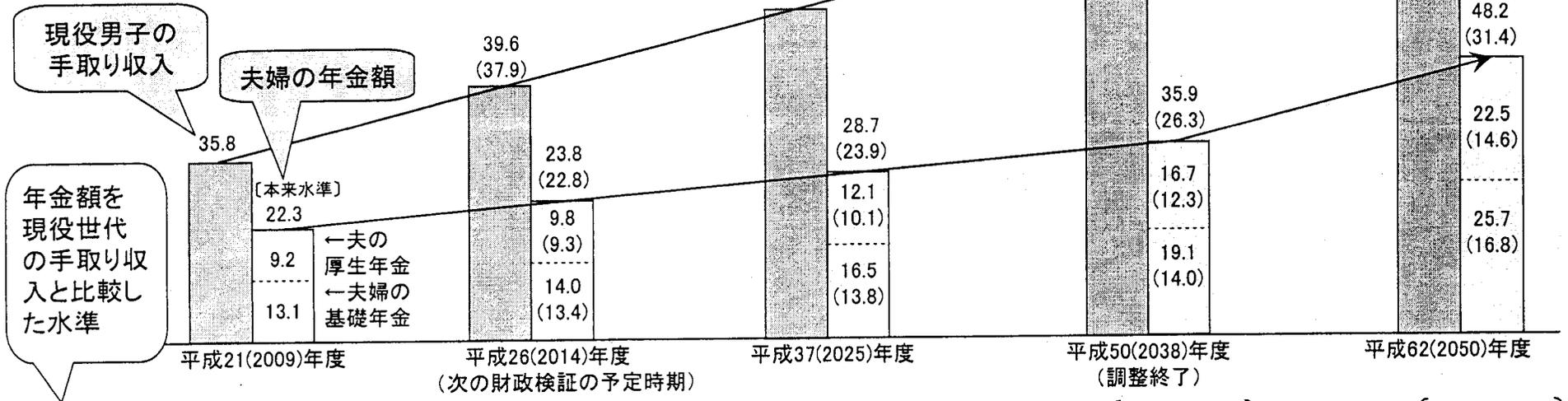
厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み	…	2
公的年金被保険者数の将来見通し	…	3
将来にわたる国民年金保険料納付率の変化が 最終的な所得代替率に及ぼす影響の試算	…	4
機械的に名目賃金上昇率の前提を変更した場合の試算	…	5
機械的に労働力率の前提を変更した場合の試算	…	7

# 厚生年金の標準的な年金の給付水準の見込み(年金を受給し始めた時の年金額) (平成21年財政検証基本ケース)

○ マクロ経済スライドによって給付水準を調整していくが、年金額は名目額では減少しない見込みになっている。

(月額・単位:万円) 96.2 (62.6)

標準的な年金受給世帯の年金額  
【夫婦の基礎年金+夫の厚生年金】



所得代替率 62.3% (比例: 25.6%, 基礎: 36.6%)      60.1% (注3) (比例: 24.6%, 基礎: 35.4%)      55.2% (比例: 23.4%, 基礎: 31.9%)      50.1% (比例: 23.4%, 基礎: 26.8%)      50.1% (比例: 23.4%, 基礎: 26.8%)



(注1) 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位)の場合。  
 (注2) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は平成24(2012)年度に開始する見込み。  
 (注3) 次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされているが、今回の財政検証はこれに該当していない。  
 (次の財政検証の予定時期(平成26(2014)年度)における所得代替率は50%を下回る見込みとはなっていない。)  
 (注4) 報酬比例部分の給付水準の調整は、図中の調整終了年度(平成50(2038)年度)よりも早い平成31(2019)年度に終了する見込み。  
 (注5) 図中の数値は各時点における名目額。( )内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。  
 (注6) 年金額はスライド特例によるかさ上げ分のない本来水準。平成21年度に実際に支給される基礎年金額は夫婦で13.2万円(スライド特例によりかさ上げ)。  
 (注7) 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価上昇率で改定されるが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていくことになる。

公的年金被保険者数の将来見通し(平成21年財政検証、基本ケース(出生中位(死亡中位)))

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	被用者年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	厚生年金	共済組合	合計	厚生年金	共済組合		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
21(2009)	68.9	19.8	38.9	34.4	4.4	10.3	9.0	1.3		
22(2010)	68.2	19.1	38.9	34.5	4.4	10.1	8.9	1.3	-0.3	-0.6
23(2011)	67.5	18.4	39.1	34.8	4.3	10.0	8.8	1.2	-0.7	-1.0
24(2012)	66.9	17.9	39.1	34.8	4.3	9.9	8.7	1.2	-1.0	-1.3
25(2013)	66.3	17.6	39.0	34.7	4.2	9.8	8.6	1.1	-1.1	-1.4
26(2014)	65.8	17.4	38.8	34.6	4.2	9.6	8.5	1.1	-1.0	-1.3
27(2015)	65.4	17.2	38.7	34.6	4.1	9.5	8.4	1.1	-0.9	-1.2
28(2016)	64.9	17.0	38.5	34.5	4.0	9.4	8.3	1.0	-0.8	-1.1
29(2017)	64.6	16.9	38.4	34.4	4.0	9.3	8.3	1.0	-0.8	-1.1
30(2018)	64.2	16.8	38.2	34.2	4.0	9.2	8.2	1.0	-0.7	-1.0
31(2019)	63.8	16.8	38.0	34.1	3.9	9.0	8.1	1.0	-0.6	-0.9
32(2020)	63.5	16.7	37.8	34.0	3.9	8.9	8.0	0.9	-0.6	-0.9
33(2021)	63.1	16.7	37.6	33.8	3.8	8.8	7.9	0.9	-0.6	-0.9
34(2022)	62.8	16.6	37.5	33.7	3.8	8.7	7.8	0.9	-0.6	-0.9
35(2023)	62.4	16.5	37.3	33.6	3.7	8.6	7.7	0.9	-0.5	-0.8
36(2024)	62.0	16.4	37.1	33.4	3.7	8.5	7.6	0.9	-0.5	-0.8
37(2025)	61.5	16.3	36.9	33.2	3.7	8.3	7.5	0.9	-0.6	-0.9
38(2026)	61.1	16.2	36.7	33.0	3.6	8.2	7.4	0.8	-0.6	-0.9
39(2027)	60.6	16.1	36.4	32.8	3.6	8.1	7.3	0.8	-0.7	-1.0
40(2028)	60.0	15.9	36.1	32.6	3.5	8.0	7.1	0.8	-0.7	-1.0
41(2029)	59.3	15.6	35.8	32.3	3.5	7.8	7.0	0.8	-0.8	-1.1
42(2030)	58.6	15.4	35.5	32.1	3.5	7.7	6.9	0.8	-0.9	-1.2
43(2031)	57.7	15.1	35.1	31.7	3.4	7.5	6.8	0.8	-1.0	-1.3
44(2032)	56.9	14.8	34.7	31.3	3.4	7.4	6.6	0.8	-1.1	-1.4
45(2033)	55.9	14.5	34.2	30.9	3.3	7.3	6.5	0.7	-1.2	-1.5
46(2034)	55.0	14.2	33.7	30.4	3.3	7.1	6.4	0.7	-1.4	-1.7
47(2035)	54.1	13.9	33.2	30.0	3.2	7.0	6.3	0.7	-1.5	-1.8
48(2036)	53.2	13.6	32.7	29.5	3.2	6.9	6.2	0.7	-1.6	-1.9
49(2037)	52.3	13.3	32.1	29.0	3.1	6.8	6.1	0.7	-1.7	-2.0
50(2038)	51.4	13.1	31.6	28.6	3.0	6.7	6.0	0.7	-1.7	-2.0
51(2039)	50.5	12.8	31.1	28.1	3.0	6.6	5.9	0.7	-1.7	-2.0
52(2040)	49.7	12.6	30.6	27.6	2.9	6.5	5.8	0.7	-1.7	-2.0
53(2041)	49.0	12.4	30.1	27.2	2.9	6.4	5.8	0.7	-1.7	-2.0
54(2042)	48.2	12.3	29.6	26.8	2.8	6.3	5.7	0.6	-1.6	-1.9
55(2043)	47.4	12.1	29.1	26.3	2.8	6.2	5.6	0.6	-1.6	-1.9
56(2044)	46.7	11.9	28.7	25.9	2.8	6.1	5.5	0.6	-1.6	-1.9
57(2045)	46.0	11.7	28.2	25.5	2.7	6.0	5.4	0.6	-1.6	-1.9
58(2046)	45.3	11.5	27.8	25.1	2.7	5.9	5.3	0.6	-1.6	-1.9
59(2047)	44.6	11.4	27.4	24.8	2.6	5.9	5.3	0.6	-1.6	-1.9
60(2048)	44.0	11.2	27.0	24.4	2.6	5.8	5.2	0.6	-1.5	-1.8
61(2049)	43.4	11.1	26.6	24.1	2.6	5.7	5.1	0.6	-1.5	-1.8
62(2050)	42.8	10.9	26.2	23.7	2.5	5.6	5.0	0.6	-1.5	-1.8
72(2060)	37.1	9.5	22.8	20.6	2.2	4.8	4.3	0.5	-1.5	-1.8
82(2070)	31.5	8.0	19.4	17.5	1.8	4.1	3.7	0.4	-1.6	-1.9
92(2080)	27.4	7.0	16.8	15.2	1.6	3.6	3.2	0.4	-1.3	-1.6
102(2090)	24.0	6.2	14.7	13.3	1.4	3.1	2.8	0.3	-1.3	-1.6
112(2100)	21.0	5.4	12.9	11.7	1.2	2.8	2.5	0.3	-1.4	-1.7
117(2105)	19.7	5.0	12.1	10.9	1.1	2.6	2.3	0.3	-1.3	-1.6

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

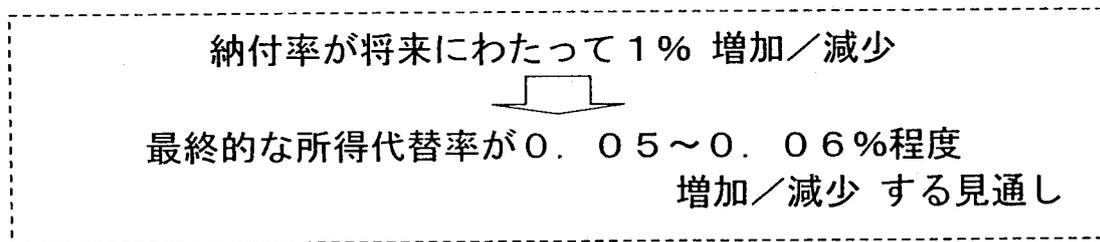
(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。

※ マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(注3) 人口は出生中位(死亡中位)推計。

将来にわたる国民年金保険料納付率の変化が  
最終的な所得代替率に及ぼす影響の試算  
(平成21年財政検証に基づいた試算)

平成21年財政検証(基本ケース、国民年金保険料納付率の前提80%)に基づいて、国民年金第1号被保険者の納付率が、財政検証における財政均衡期間である2105年度までに渡って、その全ての期間で増加もしくは減少した場合に、それが最終的な所得代替率に与える影響は、以下の通り。



なお、この試算結果を用いることにより、将来にわたって納付率の水準が75%、70%、65%および60%となった場合に、それが最終的な所得代替率に与える影響を推計すれば、以下の通りとなる。

将来にわたる 第1号被保険者の納付率	最終的な所得代替率に 与える影響	最終的な所得代替率
80%(基本ケース)	-	50.1%
75%(▲5%)	0.25~0.3%程度減少	49.8~49.85%程度
70%(▲10%)	0.5~0.6%程度減少	49.5~49.6%程度
65%(▲15%)	0.75~0.9%程度減少	49.2~49.35%程度
60%(▲20%)	1.0~1.2%程度減少	48.9~49.1%程度

※ 次の財政検証の予定時期である平成26(2014)年度における所得代替率は、基本ケースで60.1%となる見込みであるが、この推計値は、将来にわたる納付率が変化した場合でも、60.1%から変化しない。

(注1) 国民年金の被保険者(1号、2号および3号)全体から見れば、保険料未納者は数%程度であり、上記試算のどのケースにおいても、被保険者全体の9割以上の者は保険料を納めているか、免除・猶予制度の対象となっている。

(注2) 平成16年の国民年金法等の一部を改正する法律の附則第二条第二項に「政府は、(中略)国民年金事業に関する財政の現況及び見通し又は(中略)厚生年金保険事業に関する財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に前項に規定する比率(所得代替率を指す)が百分の五十を下回ることが見込まれる場合には、同項の規定の趣旨にのっとり、(中略)調整期間の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずるものとする。」とあるように、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずる必要があるのは、法律上は次の財政検証が行われるまで(通常は5年後)に所得代替率が50%を下回る場合である。

## 機械的に名目賃金上昇率の前提を変更した場合の試算（平成21年財政検証に基づいた試算）

- 財政検証に用いる経済前提（物価上昇率、名目賃金上昇率、名目運用利回り）は、マクロ経済の観点で整合的となるような考え方のもとで設定することが望ましいと考えられ、賃金上昇率のみを独立に変更することは合理性を欠き、適切な設定ではないと考えている。
- あえて、経済前提の整合性を無視して、機械的に名目賃金上昇率を 2.0%、1.0%、0.0%とそれぞれ設定すると、マクロ経済の観点からみて、実質経済成長率は実質賃金上昇率（それぞれ1.0%、0.0%、▲1.0%）に人口の変化率（年平均▲0.7%）を加味したものに相当するものと考えられる。名目賃金上昇率が1.0%、0.0%の場合、おおむね100年間の長期にわたって、我が国経済がマイナス成長と仮定することが適切かどうかといった問題があるが、機械的な試算結果（人口は出生中位（死亡中位））は以下のとおり。

	実質経済成長率 (2015~2039 年度平均)	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り	厚生年金の所得代替率の見通し
平成21年財政検証 (基本ケース)	0.8 %	1.0 %	2.5 %	4.1 %	50.1 % (平成50(2038)年度以降)
機械的な試算 ① (名目賃金上昇率2.0%)	0.3 %	1.0 %	2.0 %	4.1 %	50 % (平成49(2037)年度以降) [49.98% (平成49(2037)年度以降)※]
機械的な試算 ② (名目賃金上昇率1.0%)	▲0.7 %	1.0 %	1.0 %	4.1 %	50 % (平成49(2037)年度以降) [43.2 % (平成74(2062)年度以降)※]
機械的な試算 ③ (名目賃金上昇率0.0%)	▲1.7 %	1.0 %	0.0 %	4.1 %	マクロ経済スライドが機能しない(注1)

(※) 所得代替率が50%を下回っても、仮に機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合の数値。

(注1) 機械的な試算③のケースは、名目賃金上昇率が0.0%であるため、(1)年金額の改定がなく、(2)マクロ経済スライドの調整は、名目額を下限とするため、実質的に機能せず、(3)所得代替率の計算の基となる手取り賃金、厚生年金の標準世帯における年金額は変化しないため、所得代替率も変化しないが、(4)平成16年の改正事項の1つである「負担の範囲内で給付水準を自動的に調整する仕組み（マクロ経済スライド）」が実質的に機能しないため、財政均衡期間（おおむね100年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成54(2042)年度に厚生年金の積立金が枯渇することになる。

○ また、平成 21(2009)年 4 月 17 日(金)衆議院厚生労働委員会における山井議員提出資料で示されている、過去 10 年平均および 20 年平均の数値を、そのまま経済前提として使用する場合、

- ・機械的な試算④：物価上昇率▲0.2%、名目賃金上昇率▲0.7%、名目運用利回り 1.5%
- ・機械的な試算⑤：物価上昇率 0.7%、名目賃金上昇率 0.6%、名目運用利回り 2.9%

という設定となる。これらの場合はやはり、おおむね 100 年間の長期にわたって、我が国経済がマイナス成長と仮定することが適切かどうかといった問題があるが、機械的な試算結果（人口は出生中位（死亡中位））は以下のとおり。

	実質経済成長率 (2015~2039 年度平均)	物価 上昇率	名目賃金 上昇率	名目運用 利回り	厚生年金の所得代替率の見通し
平成 21 年財政検証 (基本ケース)	0.8 %	1.0 %	2.5 %	4.1 %	50.1 % (平成 50(2038)年度以降)
機械的な試算 ④	▲1.2 %	▲0.2 %	▲0.7 %	1.5 %	マクロ経済スライドが機能しない(注2)
機械的な試算 ⑤	▲0.8 %	0.7 %	0.6 %	2.9 %	<平成 62(2050)年度に 50.6%> (注3)

(注 2) 機械的な試算④のケースは、物価上昇率、名目賃金上昇率がともにマイナスであり、かつ名目賃金上昇率の方がより低くなっているため、(1)新規裁定者の年金額の改定は物価上昇率に基づくマイナス改定となり、(2)マクロ経済スライドの調整は実質的に機能せず、(3)所得代替率の分母となる手取り賃金の低下率が、分子の年金額の低下率よりも大きくなるため、所得代替率は上昇することになる。このため、財政均衡期間（おおむね 100 年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成 43(2031)年度に厚生年金の積立金が枯渇する見通し。なお、同年度の所得代替率は 72%の見込み。

(注 3) 機械的な試算⑤のケースは、名目賃金上昇率が基本ケースに比べて低く、マクロ経済スライドの調整は、名目額を下限とするため、基本ケースに比べて給付調整の効果が小さくなる。このため、所得代替率は低下していくものの、財政均衡期間（おおむね 100 年間）における給付と負担の均衡を図ることができず、平成 62(2050)年度に国民年金の積立金が枯渇する見通し。なお、同年度の所得代替率は 50.6%の見込み。

## 機械的に労働力率の前提を「労働市場への参加が進まないケース」に変更した場合の試算

(平成 21 年財政検証に基づいた試算)

- 平成 21 年財政検証の労働力率の前提は、平成 20 年 4 月にとりまとめられた「新雇用戦略」やその後の雇用政策の推進等によって実現すると仮定される状況を想定して、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計（平成 20 年 3 月）」における「労働市場への参加が進むケース」に準拠して設定している。
- 「労働力需給の推計」では、雇用政策を無視して、性、年齢別の労働力率が 2006 年と同じ水準で推移すると仮定した「労働市場への参加が進まないケース」についても示されている。仮に、機械的に労働力率の前提を「労働市場への参加が進まないケース」に置き換えた場合の影響については次のとおりである。

### (1) 公的年金被保険者数の将来見通しに与える影響

- ・「労働市場への参加が進むケース」に比べ、低い労働力率を前提とするため、被用者年金被保険者の見通しが少なくなり、国民年金第 1 号被保険者は多くなり、国民年金第 3 号被保険者は少なくなる。
- ・高齢者の労働市場への参加が進まないために、60 歳以上の公的年金被保険者（被用者年金被保険者）が少なくなることを反映して、公的年金被保険者総数が少なくなる。

#### ○ 被保険者数の将来見通しに与える影響（「進むケース」との対比、2030 年以降の平均）

被用者年金被保険者	3～4%程度の減少
国民年金第 1 号被保険者	6～7%程度の増加
国民年金第 3 号被保険者	2～3%程度の減少
公的年金被保険者総数	1%程度の減少

### (2) 最終的な所得代替率に与える影響

#### ○ 「労働市場への参加が進まないケース」へ変更

⇒ 最終的な所得代替率に与える影響は ▲0.8～1.0 ポイント程度

労働力率以外の前提が財政検証の基本ケースと同様とする場合、

「労働市場への参加が進むケース」 50.1%（平成 50(2038)年度以降）

「労働市場への参加が進まないケース」 49.2%\*（平成 50(2038)年度以降）

(※) 所得代替率が平成 49(2037)年度に 50%に達した後、仮に、機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合

# 年金制度をめぐる最近の動向

第15回社会保障審議会年金部会  
平成21年5月26日

資料4-1

基礎年金の最低保障機能強化等を含む、社会保障の機能強化に関する議論  
【社会保障国民会議、中期プログラム】

新たな公的年金の運営体制に関する議論  
【新年金局・日本年金機構の発足】

法案

政府部内の諸会議における議論

日本年金機構設立委員会

これまでの動き

3月27日 「所得税法等の一部を改正する法律」等が成立  
〔税制の抜本改革(附則第104条)〕  
4月17日 「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」が衆議院を通過  
〔基礎年金の最低保障機能強化等に係る検討(附則第2条)〕

2月12日 社会保障改革推進懇談会(第1回)  
4月 8日 社会保障改革推進懇談会(第2回)  
13日 安心社会実現会議(第1回)  
22日 経済財政諮問会議(第11回)  
(安心実現集中審議①)  
28日 安心社会実現会議(第2回)

2月24日 日本年金機構設立委員会(第6回)  
(有期雇用職員の労働条件等)  
3月26日 日本年金機構設立委員会(第7回)  
(業務方法書、内部統制等)

5月～6月以降

※ 「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」は、平成19年4月に第166回国会に提出し、継続審議中。

5月15日 安心社会実現会議(第3回)  
5月19日 経済財政諮問会議(第12回)  
(安心実現集中審議②)  
5月21日 経済財政諮問会議(第13回)  
(安心実現集中審議③)  
:  
安心社会実現会議の「提言」取りまとめ  
「基本方針2009」の策定

5月19日 日本年金機構設立委員会(第8回)  
(機構の組織、内部統制等)  
6月 1日 日本年金機構設立委員会(第9回)  
:  
:

平成22年1月 新年金局・日本年金機構発足

# 日本年金機構設立委員会について

## 1. 役割

- 日本年金機構法においては、設立委員の任務は、
  - ① 機構の職員の労働条件及び採用基準を定め、機構の職員を募集するとともに、採用を決定して通知する
  - ② 業務方法書、制裁規程その他の規則を作成し、大臣認可を受ける
  - ③ 設立準備事務を完了して理事長となるべき者に引き継ぐなど、機構の設立に関する事務を処理することとされている。
- 日本年金機構設立委員会は、この設立委員の合議体として設置されたもの。

## 2. 任命

設立委員は、厚生労働大臣が任命することとされている。

## 3. 開催状況

平成20年	11月12日	第1回	(日本年金機構の設立)
	12月4日	第2回	(採用基準・労働条件等)
	12月9日	第3回	(採用基準・労働条件等)
	12月22日	第4回	(採用基準・労働条件等)
平成21年	1月29日	第5回	(組織の骨格等)
	2月24日	第6回	(有期雇用職員の労働条件、役員報酬等)
	3月26日	第7回	(業務方法書、内部統制等)
	5月19日	第8回	(機構の組織、内部統制等)

(参照条文)

日本年金機構法 附則 (抜粋)

(設立委員等)

- 第五条 厚生労働大臣は、設立委員を命じて、機構の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、基本計画に基づき、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を定めなければならない。
  - 3 設立委員は、業務方法書、制裁規程その他厚生労働省令で定める規則を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
  - 4 前項の規定によりした厚生労働大臣の認可は、厚生労働省令で定めるところにより、施行日において、第二十六条第一項、第三十二条第一項その他の厚生労働省令で定める規定によりした厚生労働大臣の認可とみなす。
  - 5 設立委員は、機構の設立の準備を完了したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

平成21年2月16日

## 日本年金機構設立委員会委員名簿

- 磯村 元史 函館大学客員教授
- 岩瀬 達哉 ジャーナリスト
- 江利川 毅 厚生労働事務次官
- 大熊 由紀子 国際医療福祉大学大学院教授
- 大山 永昭 東京工業大学教授
- ◎ 奥田 碩 トヨタ自動車株式会社取締役相談役
- 岸井 成格 毎日新聞社特別編集委員
- 紀陸 孝 東京経営者協会専務理事(日本年金機構の理事長となるべき者)
- 古賀 伸明 日本労働組合総連合会事務局長
- 小鳶 典明 大阪大学大学院高等司法研究科教授
- 長沼 明 埼玉県志木市長
- 野村 修也 中央大学法科大学院教授・弁護士
- 間瀬 朝久 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役
- 山崎 泰彦 神奈川県立保健福祉大学教授

◎：委員長 ○：委員長代理

(五十音順、敬称略)

第15回社会保障審議会年金部会  
平成21年5月26日

資料4-3

平成21年5月19日日本年金機構設立委員会  
(第8回)提出資料を基に作成

# 現場実務を踏まえた制度設計について

# 年金制度の企画立案における現場要請の反映 —現状と課題—

## 【現状】

- 厚生労働省（年金局）においては、概ね5年ごとの制度改正の検討に当たり、社会保険庁から事務処理上の要請を受け付けるとともに、事業実施面からも検討を行ってきた。
- これまで社会保険庁による現場の要請を受けて取り組んだ、代表的な制度改正は以下のとおり。
  - ・ 国民年金保険料を納付し易くするため、所得水準に応じた多段階免除制度（4段階）を導入
  - ・ 市町村から所得情報の提供を受けやすくする法整備
  - ・ 第3号被保険者（被扶養配偶者）の届出について、扶養配偶者の事業主経由に変更
- 一方で、要請を受けながら今後の検討課題に止まっているものも多い。
- 「標準報酬遡及訂正事案等に関する調査委員会」報告書における制度面での指摘事項と、現行制度の考え方を踏まえ、今後、社会保障審議会年金部会等において総合的な検討を行っていただくこととしたい。
- なお、「年金事業の実施に係る企画立案」を所掌する社会保険庁においても、被保険者等の届出の簡素化、保険料の納付促進対策の強化等を内容とする「事業運営改善法案」を立案（平成19年6月成立）

## 【課題】

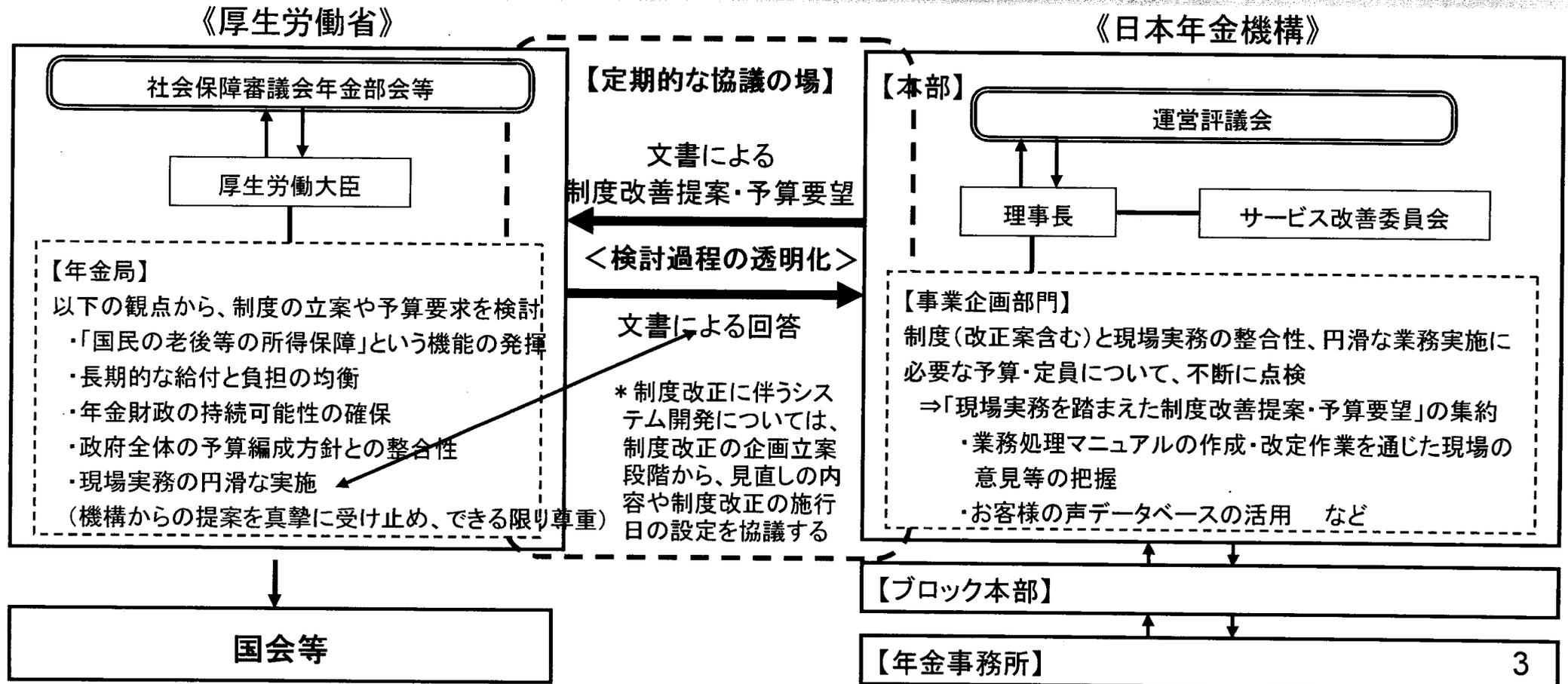
- 改正を重ねるたびに複雑となる事務処理の下で、新たなシステム開発や業務の管理・運営等の重要性が増す一方、少子化や経済社会の実勢を踏まえた年金制度そのものの立案・検討に関わる重要性・困難性も高まり、これらに省全体として一体的に取り組むという体制が十分とれていなかったのが実態。
- 制度改正等に当たり、必要に応じて行われてきた年金局と社会保険庁の協議には、以下のような課題がある。
  - ・ 協議の実施自体がルール化されておらず、現場の要請を確実に制度の立案に生かす仕組みとはなっていない。
  - ・ 社会保険庁において、制度改正に関する現場の問題意識やお客様の声を組織的に十分集約することができていない。
  - ・ 年金局において、社会保険庁の要請に対する対応の可否やその理由について、対外的な説明責任を果たせていない。
  - ・ 制度改正によるシステム開発に要する期間の見通しなどが必ずしも十分でなく、システム開発に追加的な期間や人員を要したことがある。
  - ・ 役所間で行われる非公式の協議であり、外部の目によるチェックが働いていない。



# 新体制における「現場実務を踏まえた制度設計・予算編成等」の仕組み

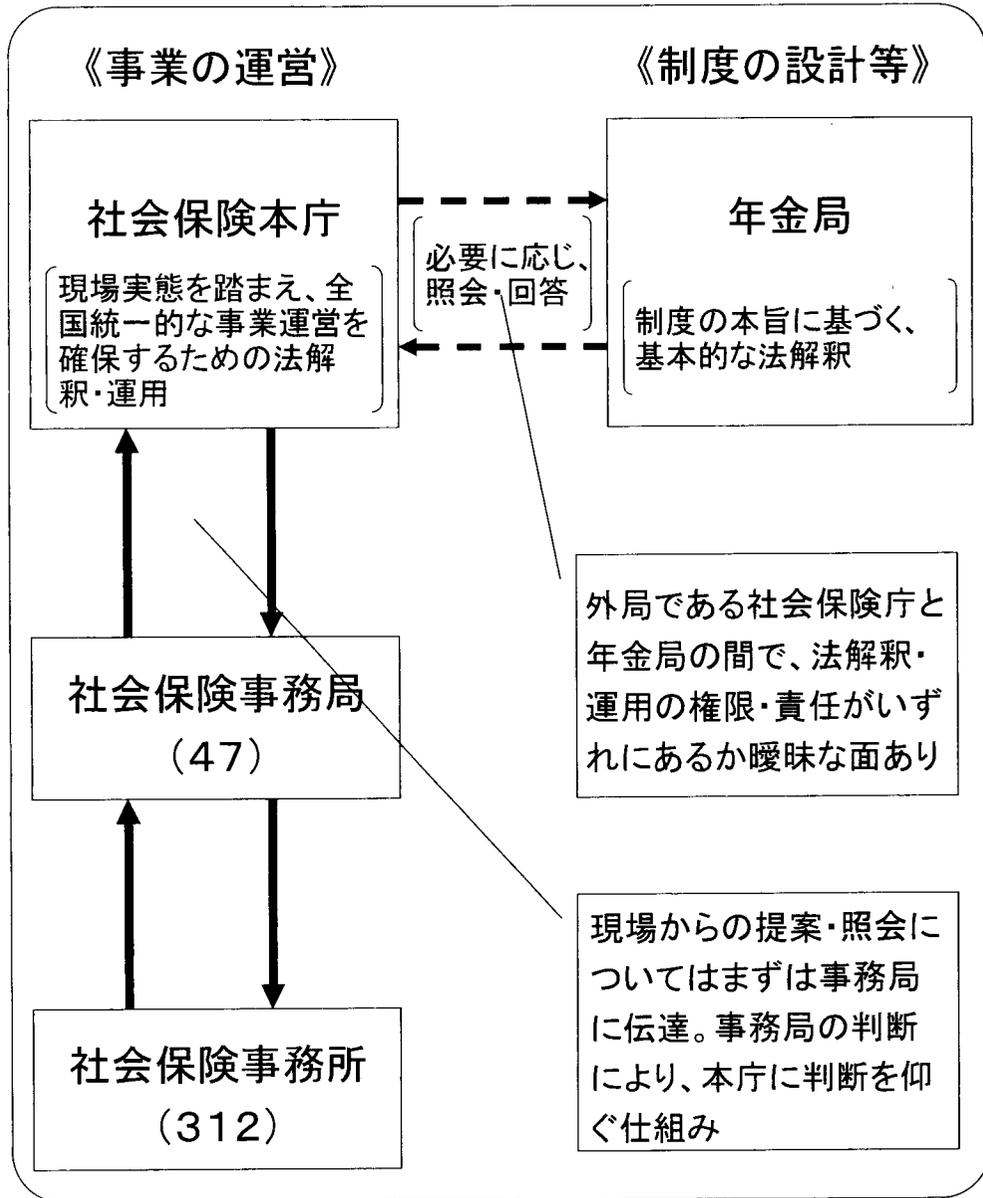
平成22年1月以降の新体制においては、次のような仕組みを構築することにより、管理運営責任を負う厚生労働省（年金局）と、一連の運営業務を担う日本年金機構（機構）の連携を確保し、従来以上に、現場実務を踏まえた制度設計や予算編成等に努めてまいりたい。

- ・ 厚生労働省と機構による定期的な協議の場の設置
- ・ 機構による「現場実務を踏まえた制度改善提案・予算要望」と厚生労働省による「回答」をそれぞれ文書にまとめ、公表（検討過程の透明化）。これに先立ち、運営評議会は機構理事長に、社会保障審議会年金部会等は厚生労働大臣に、それぞれ助言・意見具申等。
- ・ 厚生労働省は機構からの提案を真摯に受け止め、できる限り尊重。

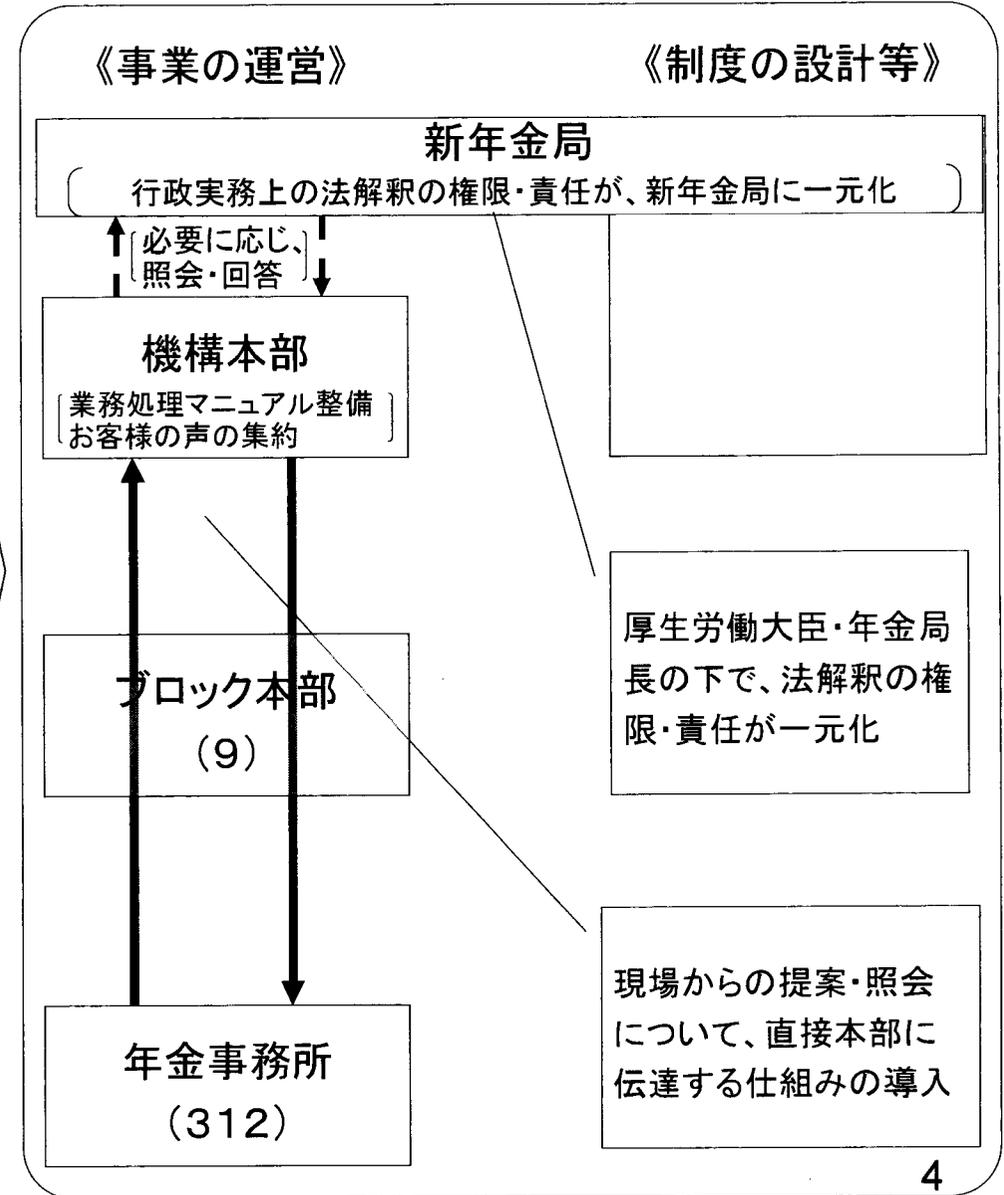


# 現場職員からの提案や疑義照会の流れ

【 現 行 】



【 新体制 】



## < 「新たな仕組み」を補完する仕組み >

1. 「定期的な協議の場」を介した「新たな仕組み」だけでは、個々の職員等からの制度改善提案や疑義照会等について、
  - ・ 法律の解釈の明確化も含め緊急の対応が必要な場合
  - ・ 事柄の性格上、公開の議論になじまない場合
  - ・ 日本年金機構内部での意見集約に反映されない場合
 など、必ずしも十分に対応できない場合があり得る。
2. このうち緊急の対応が必要な場合には、当然のことながら、「定期的な協議の場」を待つことなく、厚生労働省と日本年金機構本部の関係者により、随時協議・調整を行い、適切な対応を行うことになる。
3. また、個々の職員等からの提案や疑義照会については、まずは日本年金機構本部において様々な角度から検証した上で、日本年金機構としての「制度改善提案」等を厚生労働省に提出することが基本と考えるが、更に、個々の職員は、以下のような日本年金機構外の窓口に通報し、厚生労働省に対して改善を求めることができる。  
 厚生労働省においては、必要に応じ、大臣に報告・指示を受けつつ、日本年金機構との定期・随時の協議の場に諮るなどの対応を行う。  
 このことについては、研修等の機会を通じ、日本年金機構の職員に周知徹底を図ってまいりたい。

窓 口	役割・機能
年金局に設置予定の「国民の声係」	年金管理審議官の直轄組織として、公的年金事業、日本年金機構に関する国民からの苦情・意見・要望を受け付ける。必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、局内関係課や日本年金機構と改善策を検討
厚生労働省の行政相談窓口又は公益通報相談窓口 (大臣官房総務課行政相談室)	厚生労働省の所掌事務に関して、国民からの相談又は公益通報者保護法に基づく外部労働者からの通報の相談を受け付ける。関係部局にその内容を伝え、関係部局において、必要に応じ大臣に報告・指示を受けつつ、改善策を検討
総務省の行政相談窓口 (行政評価事務所、行政相談委員など)	国の行政全般(委託事業等を含む)について国民の苦情や意見・要望を聴き、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行う
内閣府の公益通報者保護制度相談窓口 (国民生活局企画課公益通報者保護制度相談ダイヤル)	公益通報者保護法に関する事、各種ガイドラインに関する事、通報先(処分権限を有する行政機関)に関する相談 など